

第9回 津山市総合計画審議会 次第

日 時 平成27年11月24日(火)
15時00分～
場 所 津山市役所2F 大会議室

1 開 会

2 市民憲章唱和

3 協議事項

(1) 各分科会からの審議結果報告及び基本計画案の修正について

第1分科会審議結果報告書 ...資料1

第2分科会審議結果報告書 ...資料2

第3分科会審議結果報告書 ...資料3

基本計画書(修正分) ...資料4

(2) 津山市第5次総合計画基本計画答申書案について ...資料5

4 そ の 他

5 閉 会

津山市総合計画審議会第1分科会審議結果報告書

平成27年10月26日に諮問されました津山市第5次総合計画基本計画案のうち、当分科会は、「開花プログラム 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり」、「開花プログラム 健やかで安心できる支え合いのまちづくり」の全項目について、去る10月26日、11月2日及び11月9日の3回にわたり審議いたしました。

ここに、次の意見を付し、報告します。

座長	土居義幸
副座長	豊田昌稔
委員	居森宏治
	薄元亮二
	菊岡美和
	高山科子
	武川信吾
	土井京三
	藤本貴子
	藤本毅
	本郷泰洋
	八木芙佐子

《全体的事項》

- ・次代を担う子どもたちのために、地域、関係機関との連携を強化し、適切かつ効果的な事業推進に努めること。
- ・医療と介護の連携を強化し、医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保されるよう努めること。

《個別事項》

開花プログラム 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり

2 - 1 義務教育の充実

・【将来の目標 成果指標】

「成果指標」の平均正答率と問題行動発生率の現状値を記述されたい。

・【施策の方向と主な取組 6 学校給食の充実】

学校保健委員会の設置率と開催率が低いが、その対策について、「施策の方向と主な取組」の中に加筆されたい。

3 - 3 芸術・文化活動の充実

- ・【施策の方向と主な取組 1 市民文化の創造と継承】
芸術文化の人材育成について、加筆されたい。

開花プログラム 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

1 - 1 医療体制の充実

- ・【現状と課題】

救急については触れられているが、在宅医療、医師の高齢化問題についての対策等について記述されたい。

先進医療の普及とあるが、活用に修正されたい。

「ねたきり老人」という文言は、「在宅訪問」に修正されたい。

- ・【将来の目標 成果指標】

「休日等における救急受診患者数」でなく、「救急搬送のうちの軽症者の割合」に変更されたい。

- ・【施策の方向と主な取組 1 地域医療体制の充実】

「現状と課題」に、「医師の高齢化や看護師の不足」という記述があるが、「施策の方向と主な取組」にその対策について記述されたい。また、県、市町村、医療機関との連携についても記述されたい。

2 - 1 地域福祉の充実

- ・【施策の方向と主な取組 2 安全・安心なまちづくりの推進】
記述内容を地域福祉の内容に修正されたい。

2 - 2 高齢者福祉の充実

- ・【現状と課題】・【施策の方向と主な取組 1 地域支援事業の推進】

医療・介護の中で、地域福祉のことについて、対象者と施策の関係についてわかりやすく記述されたい。

- ・【施策の方向と主な取組 4 地域包括ケアシステムの構築】

2025年問題について、記述されたい。

地域包括ケアシステムの構築については、主な取組として、追加加筆されたい。

津山市総合計画審議会第2分科会審議結果報告書

平成27年10月26日に諮問されました津山市第5次総合計画基本計画案のうち、当分科会は、「開花プログラム 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり」、「開花プログラム 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり」の全項目について、去る10月26日、10月29日及び11月10日の3回にわたり審議いたしました。

ここに、次の意見を付し、報告します。

座長	松田欣也
副座長	竹内佑宜
委員	鵜崎実
	河原淳
	小西大二郎
	杉山慎策
	田村正敏
	早瀬賢治
	廣本慎太郎
	福田直樹

《全体的事項》

- ・地域資源（既存の産業や歴史文化など）を活かし、関係する異業種及び同業種の企業などの連携を深め、経済活動を活性化させるとともに、新たな事業展開や雇用創出を図ること。
- ・市民、事業者、行政等が共創、協働により、豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくりを進めること。

《個別事項》

開花プログラム 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

1 - 1 商業の振興と中心市街地の活性化

- ・【施策の方向と主な取組 1 商業の振興と新たなビジネスモデルの構築】
つやま産業支援センターと関係機関との連携について加筆されたい。

1 - 2 雇用の創出と定住推進

・【現状と課題】

関係機関の中に、「地域の経済団体」を加筆されたい。

若者の雇用拡大、労働条件の改善について加筆されたい。

・【施策の方向と主な取組 3 若者の雇用の促進】

若者だけに特化せず、女性と高齢者の雇用拡大についても記述されたい。

2 - 1 農業の振興

・【基本方針】【施策の方向と主な取組 1 経営体質の強化と農業後継者等の育成】

関係団体との連携及び専門性を有する担い手の確保について加筆されたい。

・【将来の目標 成果指標】

「認定農業者数」を「農業の担い手者数」に変更されたい。

・【施策の方向と主な取組 1 経営体質の強化と農業後継者等の育成】

農業の専門家の養成継続について加筆されたい。

安全・安心で付加価値の高い農産物の生産について加筆されたい。

・【施策の方向と主な取組 4 地産地消の推進】

「民間セクター」の文言を加筆されたい。

・【施策の方向と主な取組 5 農業・農山村への理解の醸成】

市民農園など、生きがいとしての農業、貸出農地について、加筆されたい。

2 - 2 林業の振興

・【将来の目標 成果指標】

「林業従事者数」を成果指標に追加されたい。

3 - 1 観光の振興

・【現状と課題】

魅力ある観光資源に、「旧津山扇形機関車庫やJR因美線沿線の鉄道近代化産業遺産」

「桜の名所」を追加されたい。

・【施策の方向と主な取組 2 広域観光・着地型観光の推進】

グリーンツーリズムなど多様な旅行ニーズに応える文言を追加されたい。

1 - 2 循環型社会の実現

・【現状と課題】

廃棄物処理事業の現状や今後の方向性、事業者及びNPO等が行う取組について加筆されたい。

・【施策の方向と主な取組 1 ごみの減量化・資源化の推進】

資源の再生利用に向けた取組について加筆されたい。

2 - 1 生活環境の保全

・【現状と課題】【施策の方向と主な取組 1 生活環境の保全と美しいまちづくり運動の推進】
環境美化活動や生活環境の保全に関する取組について、市民のほか、事業者とも協働するよう加筆されたい。

・【将来の目標 成果指標】

「公害苦情件数の推移」を指標に追加されたい。

2 - 2 公園整備と緑地保全

・【現状と課題】

グラフに「有料公園施設の利用者数」を追加されたい。

津山市総合計画審議会第3分科会審議結果報告書

平成27年10月26日に諮問されました津山市第5次総合計画基本計画案のうち、当分科会は、「開花プログラム 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり」、「開花プログラムの推進方策」の全項目について、去る10月26日、11月4日及び11月13日の3回にわたり審議いたしました。

ここに、次の意見を付し、報告します。

座長	坂本道治
副座長	土肥祥嗣
委員	小椋懋
	菅田貞男
	杉山和之
	鈴木康正
	中村智彦
	前田康孝
	村木正司

《全体的事項》

- ・少子高齢化、人口減少社会に対応し、市域が一体となった計画的なまちづくりに取り組むこと。
- ・行財政改革に努め施策の推進を図るとともに、市民やボランティア、NPOなどと連携した共創・協働のまちづくりを進めること。
- ・広報紙をはじめ、インターネットなどの各種情報媒体を活用し、効果的な津山の魅力発信に取り組むこと。

《個別事項》

開花プログラム 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり

1-1 自然と調和した都市整備

・【現状と課題】

8行目の「懸念されている」という文言を「困難になっている」と修正されたい。

・【施策の方向と主な取組 5 小さな拠点の形成支援】

小学校区以外を網羅できる文言を加筆されたい。

1 - 4 歴史まちづくりと景観の保全

・【現状と課題】【施策の方向と主な取組 3 景観行政の推進】

景観行政の記述に景観保全の目的を明確に記述されたい。

2 - 2 災害予防と減災の推進

・【現状と課題】

「山崎断層帯」の用語説明を追加されたい。

開花プログラムの推進方策

1 - 1 共創・協働の推進

・【現状と課題】

まちづくりのための市民の役割を明確に示されたい。

・【施策の方向と主な取組 1 共創・協働のまちづくりの推進】

「協働のまちづくり」の文言を加筆されたい。

2-1

義務教育の充実

現 状 と 課 題

本市では、これまで、地域に根ざし、地域の絆に支えられた学校づくりを進めてきました。少子高齢化、経済格差の拡大、家族形態の変容など、教育を取り巻くさまざまな環境が大きく変化しており、学校教育に対する保護者や地域のニーズも多様化・複雑化・高度化してきています。

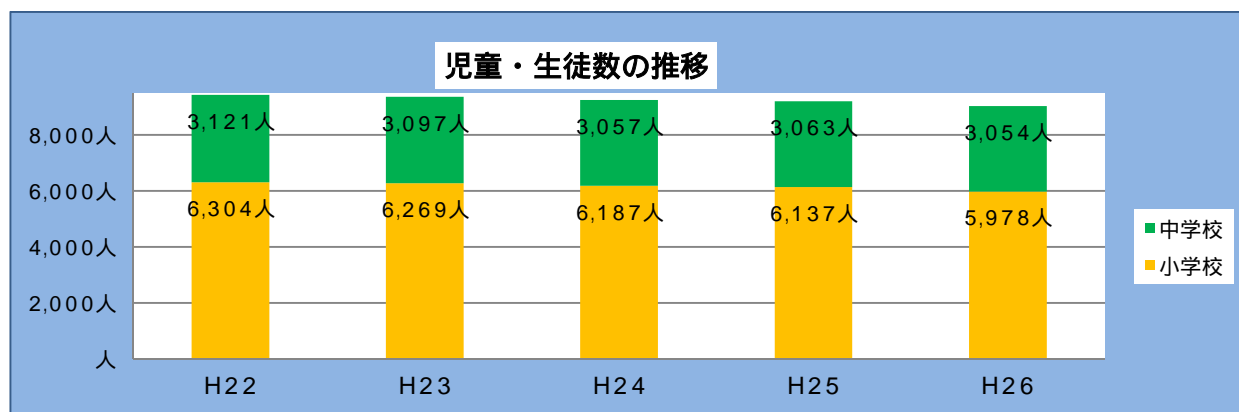
このような社会情勢のなか、本市においても、学力、不登校・暴力行為・いじめなどの問題、特別支援教育の充実など、早急に対応しなければならない教育課題が山積しています。

学力では、平成19年度から行われている全国学力・学習状況調査(注)の結果において、ほぼすべての教科で岡山県の平均正答率を下回る結果となっており、基礎学力の定着など、学校が中心となり、家庭や地域との連携を図りながら、確かな学力向上の取組を進める必要があります。

いじめや不登校などの問題についても、子どもたちが、温かい人間関係のなかで安心していきいきと生活できる場となるよう、学校だけでなく、家庭や地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力するとともに、福祉などの専門家や関係機関などと一体となって取り組まなければなりません。

また、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒が年々増加しており、県下で唯一の「津山市特別支援教育推進センター(注)」を核とした、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導の充実を図る必要があります。

これらの課題を改善することはもちろんのこと、子どもたちが、これからの社会のなかで、たくましく生き抜くためには、健康・体力を保持増進し、自らの課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し行動する力が必要となります。さらに、自己を認め、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を持ち、人とつながることができる力を醸成することが求められています。




(資料：学校基本調査)

基本方針

子どもたちが、いきいきと学び、楽しく遊び、友だちをつくり、自分に誇りを持ち、夢と希望を育むことができる「わかる授業・学ぶよろこび・楽しい学校」の実現をめざします。
ふるさと津山に誇りと愛着をもつとともに、グローバルな視野に立ち、広く社会に貢献できる人材の育成に努めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
小中学校の教育内容や指導が充実し、子どもたちがいきいきと学校生活を送っている	61.8点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
全国学力・学習状況調査における各科目の平均正答率	全国学力・学習状況調査における各科目の平均正答率 現状値()内の数値は岡山県平均正答率	【小学校】 国語 A70.2%(71.4%) B49.7%(54.5%) 算数 A76.0%(77.8%) B51.2%(56.6%) 【中学校】 国語 A75.6%(78.2%) B44.0%(48.1%) 数学 A59.3%(65.4%) B49.4%(55.9%)	岡山県平均を上回る
問題行動など生徒指導上の諸問題に関する調査における発生率	問題行動など生徒指導上の諸問題に関する調査における発生率 暴力行為・いじめは1,000人あたりの発生件数 ()内の数値は岡山県数値	【暴力行為】 小0.8件(2.1件) 中15.1件(13.3件) 【いじめ】 小4.4件(4.0件) 中7.2件(7.3件) 【不登校】 小0.2%(0.5%) 中1.8%(2.4%)	全国・岡山県平均を下回る
教育支援計画の作成率	通常学級における支援が必要な児童・生徒の支援計画作成率	小学校 10.9% 中学校 5.5%	小中学校ともに100.0%

施策の方向と主な取組

1 学力の向上

子どもたちが、意欲的に学習に取り組み、「学ぶよろこび」が実感できるよう、落ち着いた学習環境を整備するとともに、教職員の指導力の向上と子どもたちの目線に立った授業改善を行い、「わかる授業」を実現することで、確かな学力の定着を図り、将来を担う人材の育成に努めます。

2 生徒指導と不登校対策

学校は、心理や福祉の専門家と一体となった校内指導体制を築き、家庭や地域との相互協力のうえで、指導の充実を図ります。また、関係機関との連携や「チーム学校(注)」

の考え方のもと、問題行動、不登校、いじめなどの生徒指導上の課題解決を図るとともに、子どもたちがいきいきと学び、夢と希望を育む「楽しい学校」を推進します。

3 特別支援教育の充実

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導の充実を図るため、「津山市特別支援教育推進センター」を中心として、早期からの教育相談及び支援体制の構築を進めるとともに、少人数指導体制を整備します。

4 地域の教育力の活用

学校や地域の特色を活かした取組を推進するため、地域の施設や人材を活用するなど、地域に根ざした体験活動を積極的に支援します。これらの学習活動によって、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、ふるさとを理解し愛する心を培います。

5 就学支援の充実

急速な社会の変化による経済格差が拡大するなか、児童生徒が学ぶ意欲を持ち続け、安心して学校生活を送ることができるよう、就学支援の充実を図ります。

6 学校保健及び学校給食の充実

子どもたちが生涯を通じて自主的な健康づくりが実践できるよう、家庭や地域などと連携し、心身の健康教育の充実を図ります。

また、地域の産物や食文化を理解し尊重する心の醸成、生産などに携わる人々の努力や食に対する感謝の念を育み、地域産業の活性化や環境負荷の低減へも配慮しながら、安全・安心でおいしい給食を安定して提供するとともに、食育を推進します。

【用語説明】

- 全国学力・学習状況調査・・・文部科学省が2007年（平成19年）より日本全国の小中学校最高学年（小学校第6学年、中学校第3学年）を対象に、学力・学習状況の把握を目的として行われる調査。年1回・4月に「教科に関する調査」及び「生活習慣や学校環境に関する質問紙調査」を実施している。
- 津山市特別支援教育推進センター・・・本市における特別支援教育の拠点施設。学校・園を対象とした巡回相談や保護者を対象とした教育相談、教員を対象とした教育相談、教員や保護者を対象とした研修会などを実施している。
- チーム学校・・・教員が指導力を発揮できる教育環境の整備として、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することで、学校組織全体の総合力を高めていこうとするもの。

2-3

高等教育機関との連携

現 状 と 課 題

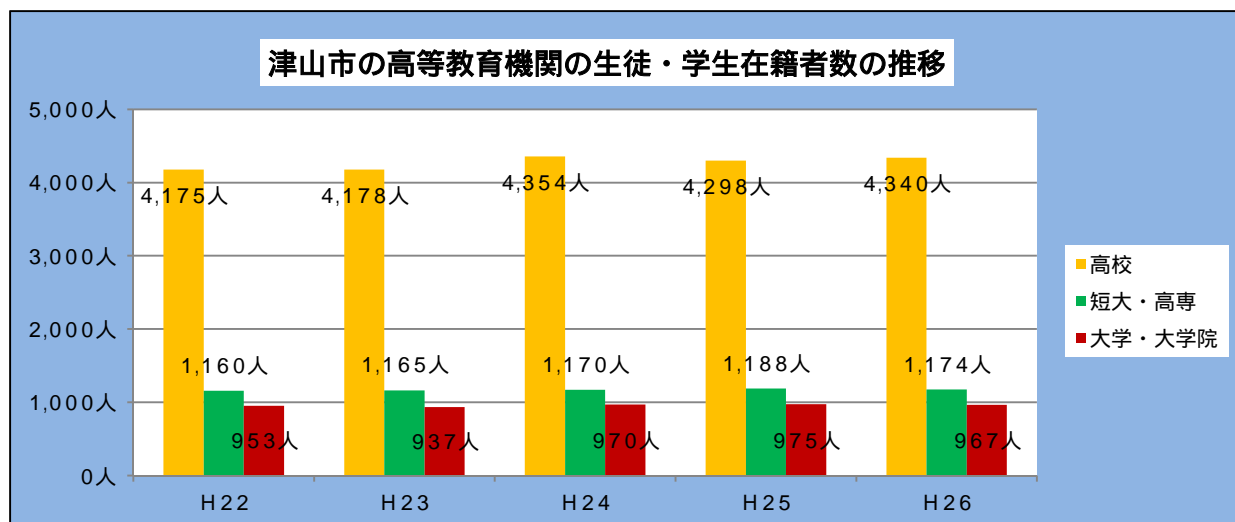
本市には、県立高校4校、私立高校2校、津山高専、美作大学（短大、大学院を含む）が所在し、本市及び周辺市町村や県外からの多数の学生、生徒が学び、県北の教育機関の拠点となっています。

これらの学校は、本市における高等教育の重要な役割を担い、また、都市機能として貴重な財産となっています。

平成20年、地域の知的財産である美作大学、津山高専と包括連携協定を結び、相互の魅力や能力を高めるとともに、お互いが持つ資産を活用してきましたが、現在は5つの高等教育機関と協定を結んでおり、包括連携事業の充実が求められています。また、今後、本市のまちづくりにとって有益な高等教育機関との連携も視野に入れた取組が必要です。

私学については、それぞれの建学の精神にもとづき、伝統的な文化を継承しつつ、特色のある教育推進を図ってきましたが、学生の減少期に入った厳しい経営環境のもと、自助努力による経営基盤の維持・強化とともに、持続的に発展するための新たな取組の強化が求められています。

これからは、地域社会の発展に貢献する基盤として新しい知識を創造するとともに、高い専門性や本市の発展に寄与する人材を育成することが一層望まれています。



（資料：津山市統計書より）

基 本 方 針

学生・生徒が安心して勉学に励めるよう、教育環境の向上に努めるとともに、地域社会の発展に資する人材の育成に努めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
津山市と大学・高専等との連携が図られている	56.9 点	

指標名	事業指標（説明）	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
包括連携事業での取組事業数	美作学園・津山高専等と取り組んでいる事業数	17 事業	30 事業

施策の方向と主な取組

1 地域連携の推進

産・学・官・民の連携、公開講座や地域研究の取組など、地域社会の発展に貢献する教育機関としての機能を発揮できる環境の整備に努めます。地域の歴史や伝統を反映した個性ある教育や高い専門性をもった人材育成を推進するため、関係機関への要請や私学との連携に努めます。

2 私学への支援

津山地域において、地域交流や知的資産の活用及び本市の知名度を向上させる取組により、本市のまちづくりに貢献する私学の活動に対して助成します。

【用語説明】

包括連携協定・・・市と大学などが、さまざまな分野において相互に協力し、地域社会の発展、人材の育成及び高等教育機関の振興に寄与するため包括的な連携について協定を結ぶこと。平成 27 年 10 月 1 日現在では美作学園、津山工業高等専門学校、岡山商科大学、就実学園、加計学園と協定を締結している。

3-3

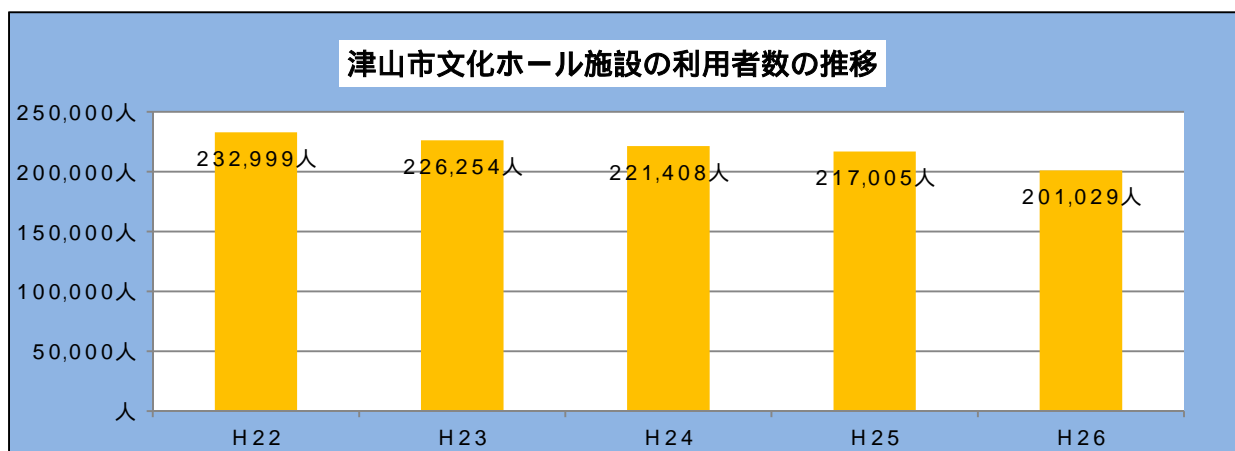
芸術・文化活動の充実

現 状 と 課 題

芸術・文化活動は、楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、社会や経済に活力を与える力をもっています。

本市では、従来から市民の自主的な芸術・文化活動が活発であり、「津山国際総合音楽祭」や「俳人西東三鬼顕彰事業」など、芸術・文化の鑑賞や発表機会の充実、市民の多様で幅広い活動の支援に努めています。また近年は、優秀な美術や芸術作品を身近に触れる機会の充実や芸術・文化の拠点整備が求められています。

市民の多彩な芸術・文化活動を促進し、幅広い世代の市民参加と交流を図るとともに、地域が育んできた豊かな伝統文化を次世代に継承することや、独創性のある新たな芸術・文化の創造が求められています。




津山市文化ホール施設：津山文化センター・加茂町文化センター・勝北文化センター・ペルフォーレ津山・文化展示ホール
(資料：文化課調べ)

基 本 方 針

自由で活発な芸術・文化活動を支援するため、市民の鑑賞・発表機会の充実や、芸術・文化事業の実施及び施設整備に努めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
講演会やコンサート、展覧会などの芸術文化活動が行われている	59.7点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
津山市文化ホール等利用者数	文化ホール等を年間に利用する延べ人数	201,029人	230,000人

施策の方向と主な取組

1 市民文化の創造と継承

芸術・文化の鑑賞、発表機会の充実、市民文化の創造的な芸術・文化活動の支援、**人材・団体の育成強化**を図ります。

また、将来の津山市を担う子どもたちの豊かな感性の醸成や育成、若者の文化活動の活性化を図るため、身近に芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。

2 芸術・文化環境の整備

各文化施設の規模や機能に応じた活用を図り、優秀な芸術・文化活動の鑑賞機会の提供や、美術館機能を備えた拠点施設などの整備・充実を図ります。

また、既存施設を活用した郷土学習を展開し、学校や地域のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。

1-1

医療体制の充実

現 状 と 課 題

高齢化の進行や食習慣の変化、精神的ストレスの増加などにより、地域医療に対するニーズは、増大しており、安心で良質な医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備、充実が求められています。

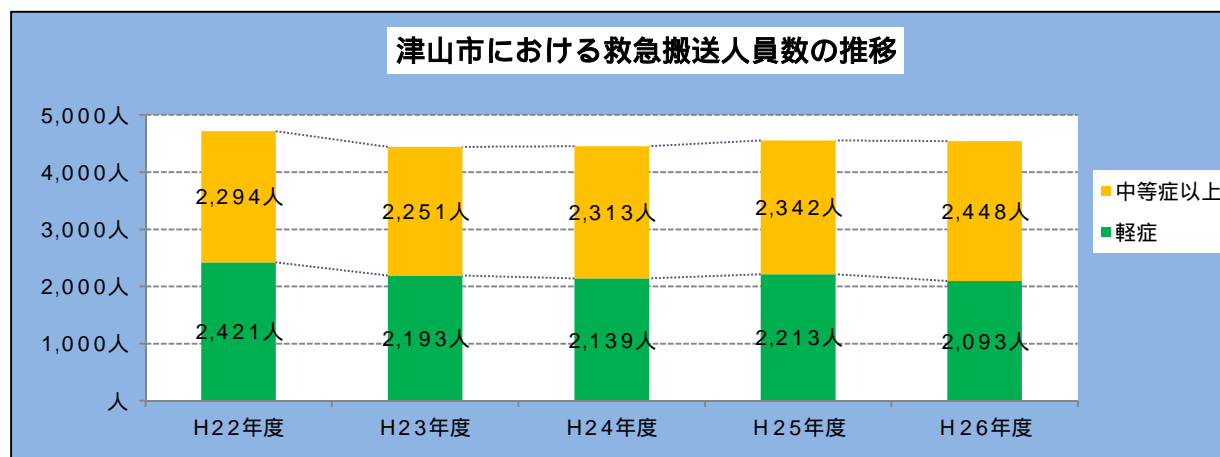
また、医療や介護を必要とする高齢者などは、今後、ますます増加していくため。現行の医療・介護サービスの提供体制のままでは、充分対応できないと見込まれており、在宅医療・介護連携の推進・強化が必要とされています。

本市では、市民が安心して診療を受けられるよう、地域の初期治療を担う「かかりつけ医」の普及を図りながら、突然の発症に対しては、初期、二次、三次といった系統的な救急医療体制を整備しています。

しかし、現在の医療体制を充実・維持していくうえで、医師の高齢化や看護師の不足などの課題も抱えています。

今後、先進医療の普及活用などや在宅医療などの医療機能の一層の充実を図るとともに、救急医療の適正な利用の啓発や医師などの人材の確保によって、より充実した医療体制を強化していくことが必要です。

歯科診療については、休日救急診療のほか、障害者診療や在宅訪問寝たきり老人歯科診療などを、より充実していくことが必要です。




(資料：津山圏域消防組合調べ)

基 本 方 針

地域医療に対する多様なニーズを的確にとらえ、市民一人ひとりがきめ細かな医療サービスを受けられるよう、医療体制の充実及び医療機関相互の機能分担と連携強化に努めます。

将 来 の 目 標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
安心の医療体制が整っている	58.7 点	

成果指標	説 明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
休日等における救急受診患者数	市内医療機関にて休日等に受診した救急患者数(年間)	22,667 (内科) 9,247 (外科) 617 (歯科)	20,000 (内科) 8,000 (外科) 450 (歯科)
救急搬送のうち、軽症者の割合	救急搬送人員数のうち、軽症者の占める割合	46.1%	40.0%

施策の方向と主な取組

1 地域医療体制の充実

地域で初期治療を担う「かかりつけ医」の市民への普及を図ります。
また、**医師や看護師などの人材確保や在宅医療の推進**、先進医療に取り組む事業者への支援など、医療機能の一層の充実や医療連携の強化に努め、より良質・高度な医療サービスを提供できるよう、**県、関係市町村、医療機関などと連携**して、医療体制の充実を図ります。

2 救急医療体制の充実

緊急度・重症度に応じて、救急患者が迅速かつ適切に診療を受けることができるよう、初期、二次、三次といった系統的な救急医療体制と休日における歯科救急医療体制の一層の充実に努めます。

2-1

地域福祉の充実

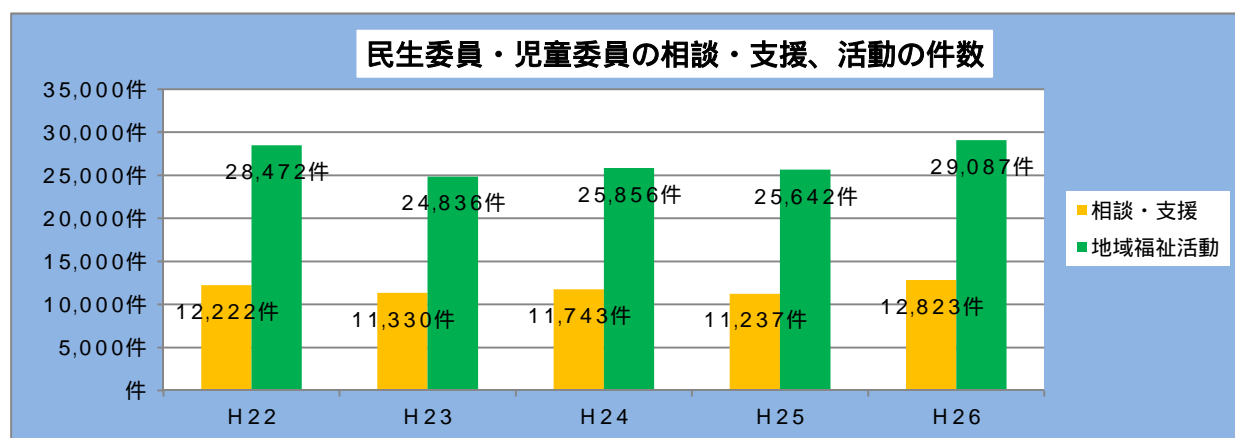
現 状 と 課 題

少子高齢化の急激な進行、核家族化などにより、家庭や地域のつながりが希薄化し、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足が指摘されています。

困った時に相談する相手がいない人や、助けが必要な状態にあることが把握されていない人を支えるための仕組みづくりが求められています。

支援を必要としている人が地域のなかで安心して生活できるよう、本市は地域福祉計画を策定し、行政と市民が協力して見守り・助け合いなどを計画的に推進してきました。

災害時の要支援者への対応、健康づくりの取組、子育ての支援など、公的サービスだけでは対応が困難な課題が増加するなか、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ、NPO（注）等ボランティア、関係団体などとの協働により、すべての人が支え合いながら、自立し安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。



(資料：生活福祉課調べ)

基 本 方 針

身近な住民同士の思いやり・助け合いや福祉に対する関心を高め、地域福祉活動への積極的な参画を促し、高齢者・障害者など市民の誰もが、住み慣れた地域で支え合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを実現します。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
地域の住民が互いに助け合い、安心して暮らすことができている	59.7 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
避難行動要支援者名簿登録者数	避難に支援を要する人のうち、平常時から関係支援者への情報提供に同意した登録者数	551 人	1,300 人
福祉避難所の協定数	災害時に、健康面での配慮が必要な避難者を受け入れる施設数	16 施設	25 施設

施策の方向と主な取組

1 地域福祉活動の推進

地域福祉に対する市民意識を高めるとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療関係者、各種福祉団体などと協働して地域福祉活動を充実することにより、市民一人ひとりが尊重し合い支え合えるまちづくりを実現します。

高齢者、障害者、子育て世帯など支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズの発見から早期支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2 安全・安心なまちづくりの推進

市民一人ひとりが目頃から防災・防犯に対する意識を高め、備えることができる環境づくりに努めます。

特に、災害発生時に自ら避難することが著しく困難な高齢者や障害者などを支援するため、避難行動要支援者名簿を整備し、地域で民生委員や自主防災組織等が中心となって、平常時から支え合う体制づくりを進めます。

【用語説明】

NPO・・・公益的なサービスを提供し、営利を目的としない民間団体。

2-2

高齢者福祉の充実

現状と課題

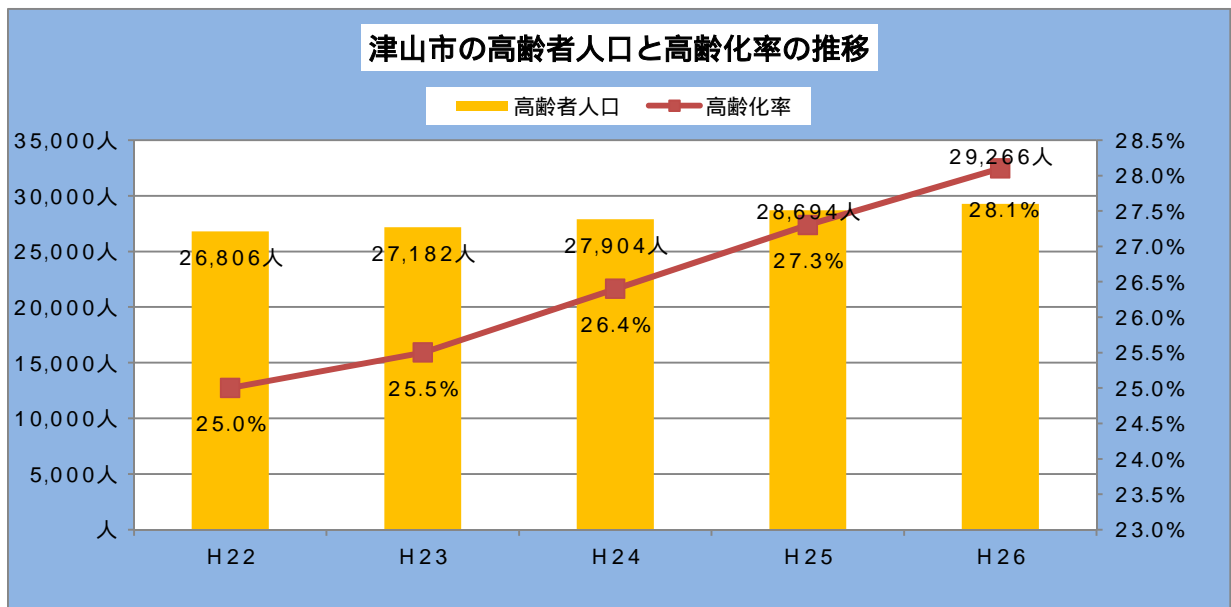
我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、高齢化率は26%を超え、10年後の平成37年には30.3%に達すると見込まれています。

本市においては、平成27年10月現在28.4%であり、全国及び県平均を上回っています。

近い将来、高齢者人口は減少に転じることになりますが、それ以上に速いペースで子どもや働き盛り世代の人口が減少するため、当面、高齢化率は上昇し、単身や高齢者のみの世帯の割合も増加を続けると見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域で支え合う仕組みを整えるとともに、高齢者が健康に暮らし、生きがいをもって活躍できる環境を作る必要があります。

また、高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、それぞれの身体状況や生活環境に応じたサービスを選択して利用できるようにするとともに、急性期医療から在宅介護までの一連のサービスを総合的に確保する必要があります。




(資料：住民基本台帳)

基本方針

高齢者ができる限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防及び生活支援が包括的に提供される仕組みや、地域全体で支え合う仕組みの構築、在宅医療と介護などの連携など、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

将 来 の 目 標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
高齢になっても介護サービスなどを利用して、住み慣れた地域でくらし続けることができる	58.5 点	

成果指標	説 明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
小地域ケア会議の設置数	連合町内会の支部単位で、地域住民が専門職や行政などとともに、地域課題を検討し解決するための協議の場の設置数	14 支部	44 支部
元気な高齢者の割合	高齢者のうち要介護認定を受けていない人の比率	78.7%	80.0%

施策の方向と主な取組

1 地域支援事業の推進

高齢者を地域全体で支え合えることができるよう、小地域ケア会議の設置、認知症施策の推進、生活支援サービスなどに取り組むほか、より必要性が高まる総合相談や権利擁護などに対応するため地域包括支援センター（注）の充実強化を図ります。

在宅医療・介護連携の推進が地域支援事業に追加されたことから、本市は医師会など関係機関と緊密に連携して在宅医療・介護連携の支援窓口を設置し、体制を整備します。

平成 29 年 4 月から導入する新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、既存のサービス利用者や事業者など関係者から理解を得て、円滑に事業移行を図るほか、めざせ元気！！こけないからだ講座（注）などの普及拡大により、地域ぐるみの介護予防活動を進めます。

2 介護保険事業の推進

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、自立した生活が継続できるよう、介護サービス提供基盤の計画的整備、事業者への情報提供・実地指導などを通じ、介護サービスの充実と質の向上を図ります。

また、介護保険事業者連絡協議会の運営に協力し、介護人材の育成を目的とした研修会などを開催します。

3 高齢者が活躍できる環境づくりの推進

高齢者の就労促進や仲間づくり・健康づくりなど、生活を豊かにする活動を支援し、高齢者が生きがいをもって充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。

4 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が 75 歳以上となり支援を要する高齢者が急速に増加する平成 37 年（2025 年）までに、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供するシステムの構築を目指し、庁内横断的な連携・協力のもと、地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、地域住民が協働して、支援が必要な高齢者を身近な地域で支える仕組みをつくります。

地域住民が、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、介護・医療の専門職や事業者などとともに、地域課題の把握・解決を図る場である小地域ケア会議を市内全域で開催します。

【用語説明】

地域包括支援センター・・・介護保険法に基づき、高齢者の地域ケアの中核拠点として設置される機関。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、高齢者や家族からの総合的な相談や、虐待防止などの権利擁護、関係機関との連携調整などを行う。

めざせ元気！！こけないからだ講座・・・高齢者が定期的に集まり、歌いながら基本的な動作を繰り返しゆっくり行う体操。足腰や肩の筋肉を鍛えることにより、転倒しないで行動できることをめざした運動プログラム。

1-1

商業の振興と中心市街地の活性化

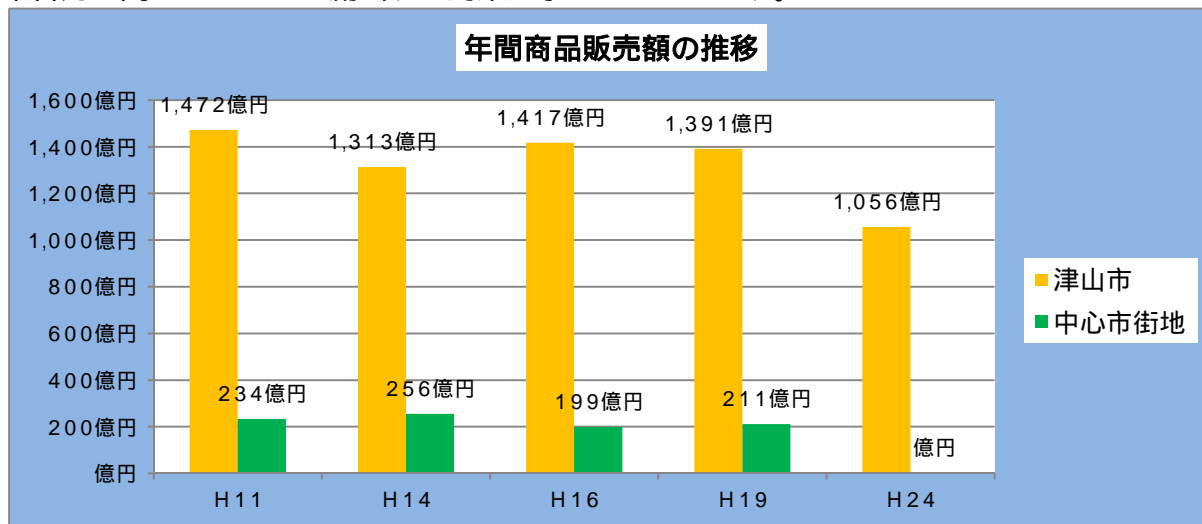
現 状 と 課 題

商業は、本市の基幹産業の一つであり、産業別就業人口における卸売・小売業の構成比や、人口一人あたりの年間商品販売額、売場面積は、県内都市のなかでも常に上位にランクしています。

しかし、車社会の到来、郊外への大型店舗の立地により、中心市街地においては活性化に向けた取組が進む一方で、居住人口の減少とともに、商店街には空き店舗が目立つ状況となり、衰退が顕著となっています。また、周辺部の地域生活拠点などにおいても、購買力の低下や後継者不足等により、商業機能の維持が困難になるなど日常生活への影響が懸念されています。

電子商取引（注）の拡大、大型量販店やコンビニエンスストアの増加をはじめとした買い物環境の変化や消費ニーズの多様化などにより、卸売・小売業を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となることが予想され、地域の実情などを踏まえた、流通機能の革新や新たなビジネスモデルの構築が必要です。

中心市街地では、活力のあるまちづくりを進めるためにも、都市機能の集積、再編を図り、集客力を高め、にぎわいを創出する対策が求められています。





平成 24 年のデータは経済センサスの数値を記載しており、集計対象等が異なるため直接比較できない。
(資料：商業統計調査、経済センサス(活動調査))

基 本 方 針

商業の振興に資するため、商業団体と連携しながら、卸・小売機能の集約や業務革新を図るとともに、商店街や地域生活拠点などでの店舗の新設や空き店舗への出店を促す支援を行います。

官公庁、金融機関、オフィス等の都市機能が集積し、城下町の風情が色濃く残る本市の中心市街地の特徴を活かし、民間活力を活かしたにぎわいのあるまちづくりを進めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
商業施設が充実し、買い物が便利である	57.5 点	
中心市街地が活性化し、まちににぎわいがある	33.6 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
中心市街地の歩行者・自転車通行量	経年的にデータを計測している地点での休日・平日平均の通行量	8,773 人/日	9,200 人/日

施策の方向と主な取組

1 商業の振興と新たなビジネスモデルの構築

関係商業団体との連携により、商店街や地域生活拠点などの商業機能の維持をめざし、高齢者をはじめ市民の日常生活に必要な商業サービスの確保に努めます。

また、商業の担い手の育成を図りながら、中心商店街の活性化に向けた事業者等の取組を支援し、中心市街地等の空き家や空き店舗などへの新規出店を促す対策を実施します。

新たなビジネスモデルの構築を図るため、**つやま産業支援センターと関係機関の連携による総合的かつ戦略的な取組により**、シェアオフィス（注）の設置などによる新規創業者への支援を行います。

2 中心市街地の活性化

既存都市機能に交流機能などを新たに加えることにより、中心市街地の活性化を図ります。

また、中心市街地活性化基本計画に基づく中長期的視点に立った取組も進めることで、都市機能の集積、再編を進め、にぎわいの創出を図ります。

【用語説明】

電子商取引・・・インターネットなどのネットワーク上で契約や決済といった商取引をすること。

シェアオフィス・・・複数の利用者が同じスペースを共有するオフィス。デスクや会議室、OA 機器、インターネット回線などのオフィス機能が整備され、一般的な貸しオフィスより低料金であるため、事業を起こしたばかりの起業家や個人事業主の利用が多い。

1-2

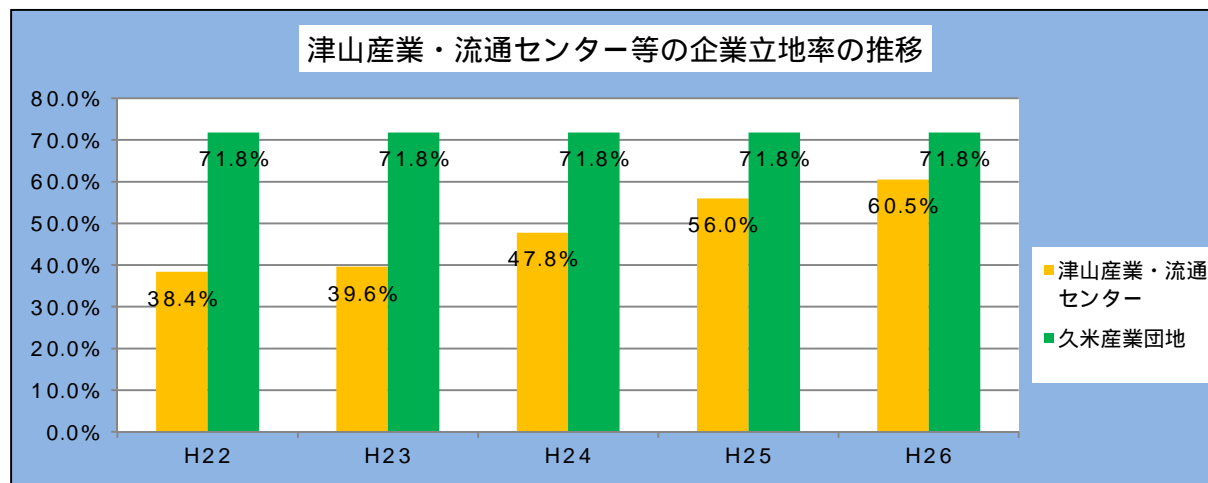
雇用の創出と定住推進

現 状 と 課 題

本市は、雇用の場の創出と定住を推進するため、昭和50年頃から市内各所に工業団地を造成し、企業誘致を積極的に行ってきました。造成した9団地のうち7団地は完売し、現在、津山産業・流通センターと久米産業団地の未分譲地に企業立地を進めるため、自然災害のリスクが少ない利点や、高速道路へのアクセスの利便性、本市の充実した生活インフラなど立地優位性を広くアピールし、誘致活動に取り組んでいます。

経済のグローバル化の進展に伴い、企業活動を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、既立地企業や地場企業に対しても、工場建設や設備投資を促すとともに、円滑な企業活動が行えるように操業環境の整備と、地域の経済団体やつやま産業支援センターなど関係機関との連携による支援策の拡充にも継続して取り組み、雇用の確保につなげていくことが必要です。

また、進学や就職に伴う若年層の人口流出が進むなかで、働く場の創出、若者の雇用拡大、給与体系や労働条件の改善などの雇用環境の充実を図り、新規学卒者の地元就職やI J Uターン（注）など移住・定住による労働力の確保への取組が求められています。さらに、社会問題化している若者の非正規雇用や早期離職について、正規雇用の促進や職業意識の啓発を図り、就労意欲の向上、地域への就職促進に向けて、キャリア教育（注）の推進が必要です。





（資料：企業立地課調べ）

基 本 方 針

新たな雇用機会の確保と地域産業の振興を図るため、関係機関と連携し、企業誘致活動に取り組むとともに、既立地企業の留置と工業団地の操業環境の整備を行い、企業活動の活発化と労働力人口の増加を図ります。

各種助成などにより本市への移住・定住を総合的に支援するとともに、地域内企業の雇用環境の充実を図り、新規学卒者などの地域内就職を促進します。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
自分の能力を活かせる企業が誘致され、働く場が多様で、雇用の場が確保できている	39.4点	
IJUターンの支援や就職情報の提供がなされ、地元企業への就職が促進されている	41.7点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
津山産業・流通センター立地率	分譲及びリース済み面積を全体有効面積で除した数値	60.5%	100%
本市への県外からの移住者数	市の移住相談等による県外からのIJUターン決定者数	7人/年	90人/年
新規学卒者の地域内就職者数	大学等と津山圏域内7高校の新規学卒者の地域内企業等就職者数	594人/年	700人/年

施策の方向と主な取組

1 市内公的団地への企業立地率の向上と立地企業の支援

進出企業などの初期投資を軽減するためのさまざまな支援策を講じ、市内公的団地に企業を誘致することで、雇用機会や税収の確保、地域産業振興に波及効果をもたらすことをめざします。

市内公的団地において、既立地企業が行う設備投資や雇用増に対して、固定資産税相当額や雇用人数に応じた助成などを行うことにより、事業拡大を支援します。

2 IJUターンの推進

移住者が円滑に移住・定住できるように「津山ぐらし」に必要な情報を発信し、「しごと」や「すまい」の支援などをトータルでサポートする仕組みを整え、IJUターンを促進し、定住人口の減少を抑制し、労働力の確保を図ります。

3 若者の雇用の促進

企業誘致や創業により雇用を創出するとともに、地域内企業の雇用環境の充実を図ることと、若者、女性、高齢者等の雇用の拡大を支援します。

また、高校・大学等の生徒・学生へのキャリア教育により地域内企業の魅力を伝え、「自分の能力を活かしたやりがいのある仕事」に就くことを支援し、若者の地域内就職の促進をめざします。

4 結婚サポートによる定住推進

男女の出会いの場の創出や結婚支援施策などの取組を進めることにより、結婚しやすい環境を整備し定住につなげます。

【用語説明】

IJUターン・・・大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは、出身地の近くの地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住する形態、Uターンは出身地に戻る形態を指す。

キャリア教育・・・一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

2-1

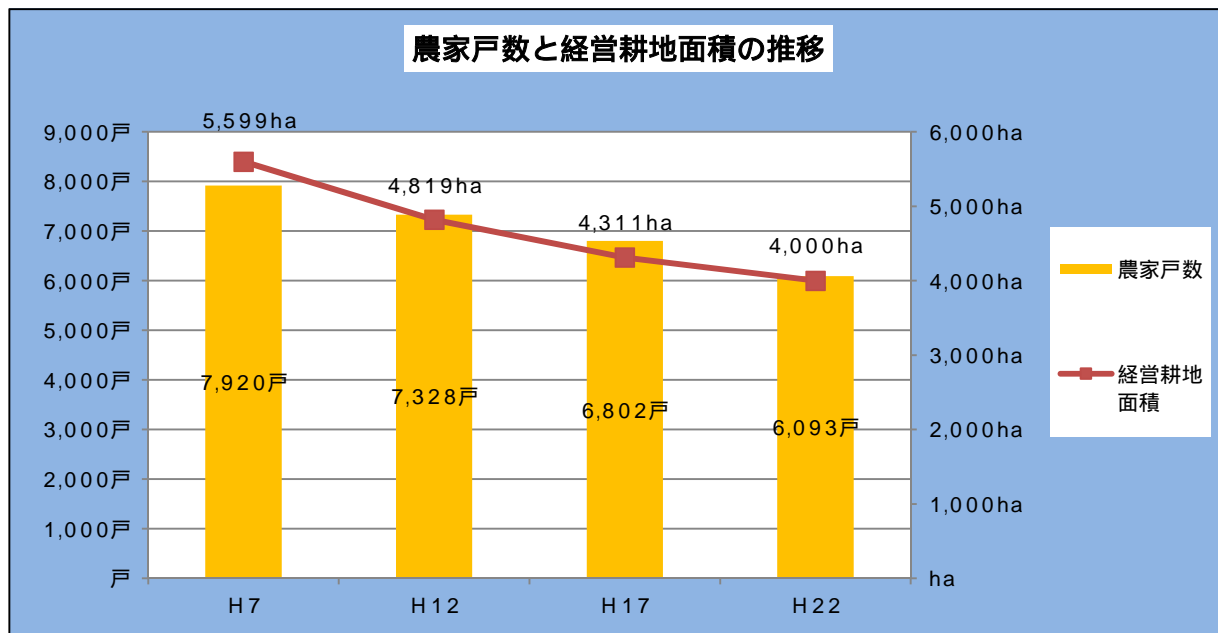
農業の振興

現 状 と 課 題

農業は、食料の供給という重要な役割を担っており、本市でも、水稻を中心に野菜・果樹・乳肉用牛など、さまざまな農畜産物が生産され、なかでも小麦や黒大豆など地域振興作物の生産力向上に努めてきました。

しかし、本市では農業者の高齢化や減少、後継者不足、耕作放棄地の拡大、農業生産基盤の維持管理コストの増大など、農村地域を取り巻く環境が厳しさを増しており、その上、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）締結により貿易の自由化が進めば、低価格の農畜産物が市場に流通し、持続可能な農業に多大な支障を及ぼすことが懸念されています。

今後、農業の持続的発展を促すためには、認定農業者や集落営農組織など担い手の育成と法人化による組織強化、新規就農者の掘り起こしと育成、農地の集積化、農業生産基盤の維持・強化などに取り組むとともに、付加価値の高い地域に適した農畜産物の生産拡大により産地化を図り、地産地消を推進することで、農家の経営所得の安定化を図っていく必要があります。




(資料：農林業センサス)

基 本 方 針

関係団体と連携し、農業後継者の育成、認定農業者など意欲があり専門性を有する担い手の確保、集落営農組織など法人化の推進に取り組みより、農業経営の安定化を図ります。農地の利用集積による生産基盤の維持向上、地域に適した安全で安心な地元農畜産物の生産拡大などにより、産地づくりや地産地消を推進し、農業を次世代に繋がる魅力ある産業とします。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
農業の担い手が育成、確保され、農地が有効に利用されている	39.2点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
農地集積面積	所有、借入、農作業受託により利用している農地面積	913.9ha	1,385ha
農業の担い手者数 認定農業者数	効率的かつ安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営者数 農業経営改善計画を策定し、市の認定を受けた農業経営者数	233人 468人	326人 200人
集落営農組織数	集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織数	34組織	44組織
農振農用地(注)カバー率	農振農用地面積のうち多面的機能支払交付金事業(注)に取り組む面積率	46.8%	55.5%
地場産品の学校給食使用数量(契約出荷)	学校給食で使用する米、小麦粉、野菜等地場産品使用量	114t/年	200t/年

施策の方向と主な取組

1 経営体質の強化と農業後継者等の育成

農業生産活動を強化・促進し、効率的かつ安定的な農業経営に資するため、農地中間管理事業(注) 集落営農法人化支援事業など基盤強化事業に取り組み、農地の集積を図るとともに、認定農業者など専門性を有する担い手の確保により、意欲的に農業経営に取り組むことができる環境を整備し、安全・安心で、付加価値の高い農産物の生産につなげます。

また、関係団体と連携し、新規就農者に対して、技術及び経営管理能力の習得を図るための実務研修やを行うとともに、安定経営に向けた支援を行い、青年の就農定着や農業後継者の育成に取り組む推進します。

2 農地の多面的機能の保持

多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生産条件の不利な中山間地域なども含め、耕作放棄地の発生防止を図り、農地の維持管理の取組を支援します。

また、耕畜連携による家畜排せつ物等の有効利用など、資源の自然循環機能の維持・増進を図り、環境保全型農業を推進します。

3 農業生産基盤の整備

ため池、水路、農道などの改修や、ほ場整備に取り組み、農業生産基盤を整備し、農地の有効利用を図ります。

また、老朽化した土地改良施設の長寿命化を実施し、機能維持と維持管理の負担軽減を図ります。

4 地産地消の推進

市内の直売所間のネットワークを構築し、直売所の機能強化と販売促進を図るとともに、地場産食材を使用する飲食店や宿泊施設など民間セクターとの連携や、食のイベントの開催による継続的なPR活動やマーケティングなどを行い、地産地消を推進します。

また、学校給食用食材の地場産使用割合を高めるため、津山産小麦を使用した麺を給食食材として提供し、学校給食を通じた食育を推進します。

5 農業・農山村への理解の醸成

援農塾などの農業講座や市民農園などを通じた農業の実地体験を通じてや、農作物の栽培方法の習得により、農業への関心を高めてもらうとともに、小学校での田植え体験や農山村イベントを通じ、生きるための基本である食を支える農業に触れる機会を提供し、食卓と生産現場との距離を縮め、自然の恩恵や農業・農山村についての理解の醸成に努めます。

【用語説明】

農振農用地・・・農業振興地域内において、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する用地。

多面的機能支払交付金事業・・・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図り、地域資源の適切な保全管理を推進するため、農業者組織や農業者組織と地域住民等を含めた活動組織などが行う活動に要する経費に対し交付金を支給する事業。

農地中間管理事業・・・農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける事業。

2-2

林業の振興

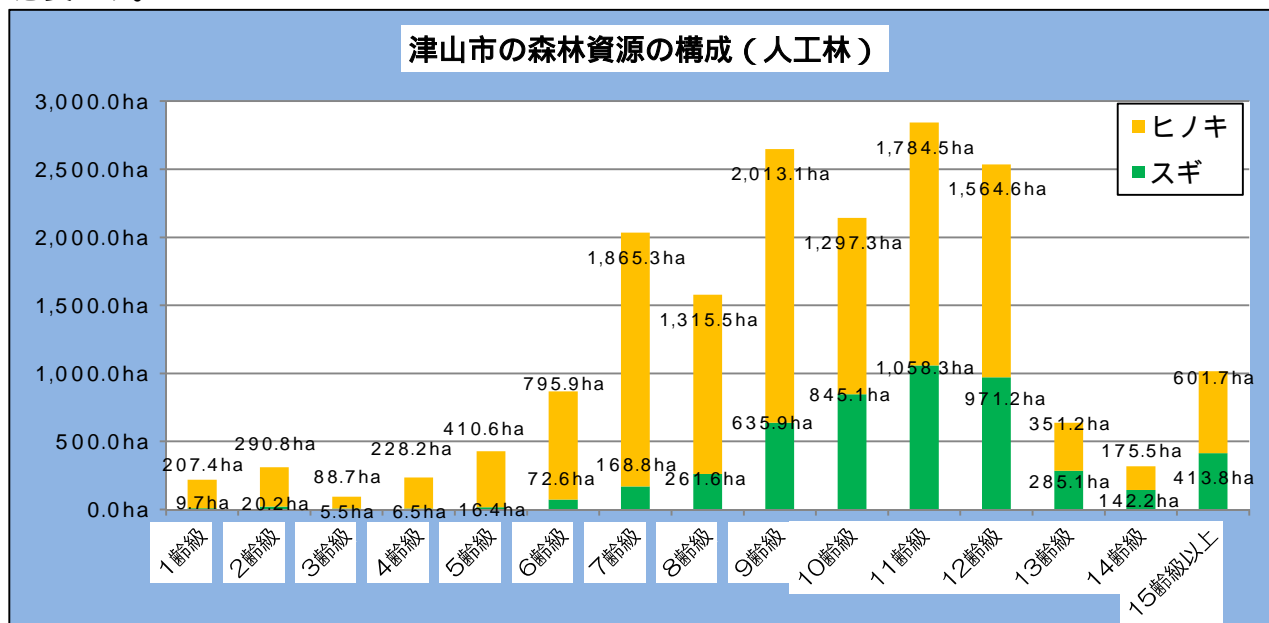
現 状 と 課 題

本市の森林面積は市域の約7割を占めており、その内61%がスギ・ヒノキなどの人工林で、なかでもヒノキの植栽率は高く、「美作桧」としてブランド化されています。

現在の林業を取り巻く環境は、戦後の拡大造林政策によって植栽された多くの人工林が伐期を迎えているにもかかわらず、木材価格の長期低迷、採算性の悪化に伴い、森林所有者の経営意欲の減退を招き、放置されている森林が目立つ状況が続いています。また、林業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化しており、森林の偏った年齢級（注）構成と間伐等の手入れの遅れや有害鳥獣の巣窟化などの多くの課題が生じています。

森林は、水源涵養機能、土砂災害防止、低炭素社会への貢献などの多面的な機能を有しており、市民生活の安全・安心を確保するためには森林の整備と保全が求められています。

また、国産材を積極的に利用し、需要を高め、資金を山の整備に還元する仕組みづくりが必要です。




（資料：森林課調べ）

基 本 方 針

豊かな森林環境・森林資源を整備、保全し、次世代に継承していくため、美作材の需要拡大に努め、木材を可能な限り利用したまちづくりを推進します。

林業の担い手の育成、林道整備、間伐、再造林に取り組み、偏った人工林の年齢級構成の解消を図り、森林のもつ多面的な機能の維持・回復をめざします。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
地域資源の利用を促進し、森林資源が有効に循環利用されている	42.5 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
新規植林面積	新規に植林をする森林面積	13 h a	66 h a
林業従事者数	林業に従事する労働者数	222 人(平成 22 年度)	260 人

施策の方向と主な取組

1 美作材の需要拡大

林業、木材産業の振興を図るため、地域材の利用促進と海外への輸出も視野に入れた販路の拡大をめざし、木材を可能な限り利用したまちづくりを推進します。

2 森林の適正な整備と保全

森林のもつ多面的機能が発揮されるよう、現在の偏った人工林の齢級配置を平準化し、持続的な森林資源の循環利用を図るため、間伐、択伐及び小面積皆伐など多様な手法を導入して、再生林の推進をめざします。

3 林業の担い手育成

林業の中核的な担い手となる森林組合・事業者の組織の強化や新規就業者の技術・体験研修の充実など、森づくりに携わる人材の確保や育成を図ります。

4 有害鳥獣対策

地域の実情や要望に応じた、広域で効果的な防護柵の設置による被害防止対策を実施していくとともに、津山市鳥獣被害対策実施隊による駆除を実施し、地域が一体となって有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進を図ります。

5 里山の保全

地域住民などによる里山の日常点検、維持管理活動を支援し、集落周辺の森林の保全を図り、災害の未然防止や美しい森林空間の創出につなげます。

【用語説明】

齢級・・・森林の年齢を 5 年の幅でくくったもので、人工林は、苗木を植栽した年を 1 年生とし、1～5 年生を 1 齢級、6～10 年生を 2 齢級と数える。

3-1

観光の振興

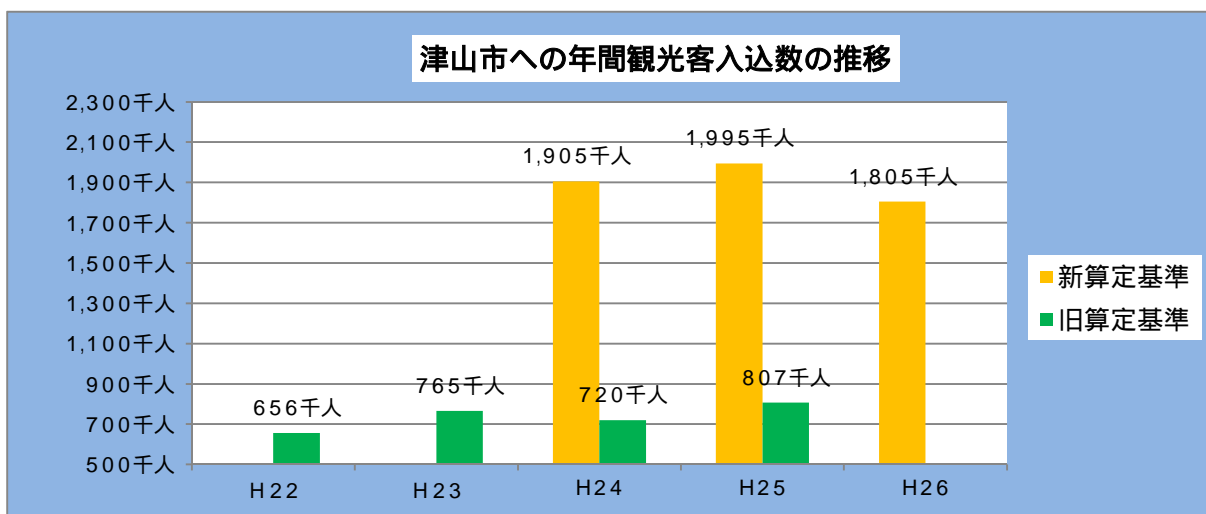
現 状 と 課 題

観光は、交流人口の増加や地域経済の活性化をもたらす産業として期待されており、関係機関・団体と連携し、その強化に取り組んでいます。

本市は、津山城を中心として、かつての城下町の風情を色濃く残し、国の重要伝統的建造物群保存地区（注）の選定を受けた城東地区の町並みや城西地区の寺社群などの歴史文化資産や、旧津山扇形機関車庫やJR因美線沿線の鉄道近代化産業遺産、豊かな自然に囲まれた桜の名所、キャンプ場、や森林公園など、魅力ある観光資源を有しています。

しかし、観光客の多くが、わずかな時間の滞在で市外の目的地に向かう通過型観光地の現状にあることから、情報発信力の強化を図るとともに、市内の回遊性を促進し、滞在時間を増やす取組が求められています。

そのため、季節ごとの魅力づくりなど観光資源のブラッシュアップや、本市特有の食文化を紹介するなど「津山の楽しみ方」を増やすとともに、日本人のみならず外国人を含めた受入環境の整備を進め、おもてなしの心で観光客を迎え入れる体制づくりに取り組み、観光客入込数の増加を図っていく必要があります。




（資料：観光振興課調べ）

基 本 方 針

観光に関わるすべての人々が一体となって、歴史と文化が薫り、おもてなしの心があふれる観光都市づくりに取り組みます。

観光資源の魅力向上や広域観光を推進し、効果的な情報発信と外国人を含む観光客の受入れ体制の充実により、交流人口の増加と地域経済の活性化を図り、観光立市の実現をめざします。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
観光資源やイベントが充実しており、本市に多くの観光客が訪れている	41.6点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
年間観光客入込数	市内の観光施設を訪れる観光客の入込数	180万人	250万人
観光プログラムの開発数	点在する観光資源を組み合わせた「津山の楽しみ方」の観光プログラムの数	観光プログラム数 15件	観光プログラム数 50件

施策の方向と主な取組

1 観光資源の魅力向上

本市観光の核となる津山城など誘客拠点のブラッシュアップを図るため、季節ごとの魅力づくりやイベントの開催など一年を通しての事業展開により、にぎわいの創出をめざします。

2 広域観光・着地型観光の推進

県、県北市町村、近隣県、関係機関・団体と連携して広域観光に取り組むとともに、**グリーンツーリズムなど多様な旅行ニーズに応えるため、市内の周遊を促す着地型旅行商品の造成、流通など誘客促進**により、観光客の回遊性向上につなげ、滞在時間の延長を図ります。

3 観光情報の発信力の強化

本市の知名度向上を図るため、県南・関西圏・首都圏を中心としたJR駅構内等の媒体や、情報誌、メディアなどを活用したシティプロモーション(注)活動を通じて、観光情報の発信力を強化します。

4 観光客の受入体制の整備

観光客の満足度を高め、リピーターの増加を図るため、観光ボランティアの活動支援強化や人材育成に取り組み、おもてなしの心による受入体制の構築をめざすとともに、外国人観光客を受け入れる環境整備を行います。

【用語説明】

重要伝統的建造物群保存地区・・・市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値の高いものとして国(文部科学大臣)が選定した地区のこと。

シティプロモーション・・・まちの魅力を発見、発掘、創造し、さらに磨きあげ、まちがもつさまざまな地域資源を国内外に発信することで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国に売り込む活動のこと。

1-2

循環型社会の実現

現 状 と 課 題

長年の懸案であった津山圏域クリーンセンターが完成し稼働することを契機に、平成28年4月から市内のごみ分別やリサイクルの仕組みを統一するなど、より一層、循環型社会(注)の実現に向けた取組が求められています。

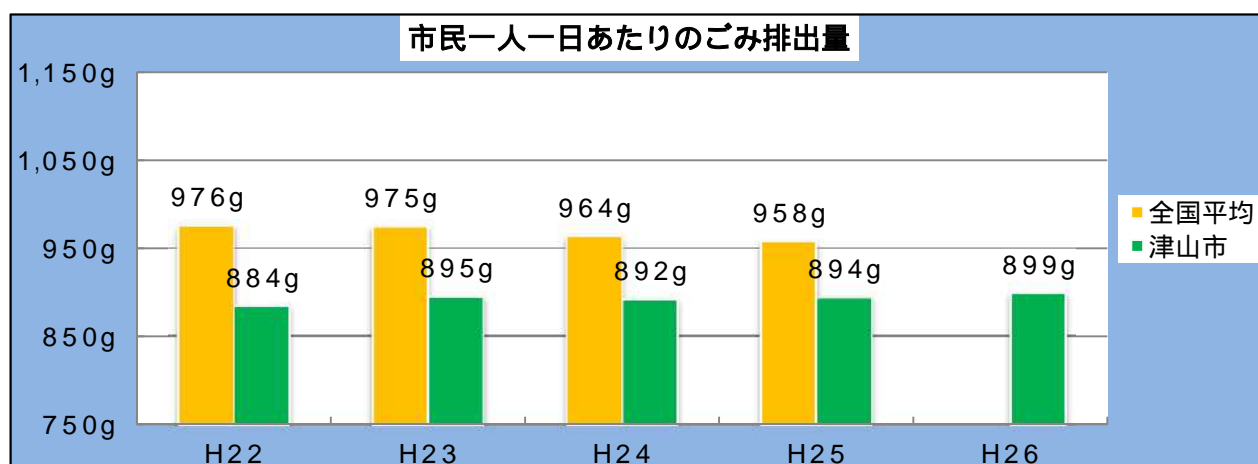
平成7年のごみ非常事態宣言の発令以降、市民や事業者、NPOなどの市民団体との協働により、有料指定ごみ袋の導入のほか、プラスチック製容器包装やペットボトルの分別収集などに取り組み、その結果、全国平均より高い水準のごみの減量化が図られています。

今後も、ごみ減量の取組は行政だけでなく、市民などとの協働により進めていかなければなりません。人口減少や少子高齢化時代に対応できるよう、集団回収など現在の仕組みを見直す必要があります。

また、津山圏域クリーンセンターの完成により、安定的なごみ処理が可能となり、ごみ分別方法が市内で統一されることから、長期的な視点に立ち、本市の循環型社会を構築するための指針となる一般廃棄物処理基本計画を策定する必要があります。

これまで使用していた焼却施設と最終処分場については、適切に安全閉鎖を行い、関係者との協議により跡地利用を進める必要があります。

し尿処理については、現施設の老朽化により処理が困難になっているため、施設の更新整備を進めています。




(資料：環境業務課調べ)

基本方針

市民、事業者、市民団体との協働により、ごみの減量化・リサイクル、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進します。
廃棄物処理にあたっては、安全で安定的な事業の運営に努め、老朽化が進んだ施設については、適切に施設更新や閉鎖を行います。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
廃棄物の安全な処理と、資源循環型社会の実現が図られている	55.7点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
市民一人一日あたりのごみ排出量	各年度の一般廃棄物排出量を、10月1日時点の住民基本台帳人口で除して求めた平均排出量	899g	872g

施策の方向と主な取組

1 ごみの減量化・資源化の推進

市民などとの協働により、青空リサイクルプラザや資源回収拠点などを活用するとともに、学校や地域における環境学習活動を推進することで、3R(リデュース・リユース・リサイクル)(注)を基本とした資源が循環する仕組みづくりを進めます。

また、資源の有効利用を進めるため、缶、ビン、ペットボトル、古紙、古布の資源回収を拡充するほか、新たに蛍光管、乾電池などの水銀含有物の分別収集や、小型家電リサイクルなどの取組を推進します。

2 廃棄物処理事業の安全で安定的な運営

廃棄物行政の指針となる一般廃棄物処理基本計画を策定し、津山圏域クリーンセンターを運営する津山圏域資源循環施設組合、津山圏域衛生処理センターを運営する津山圏域衛生処理組合と連携して安全で安定的な廃棄物処理を行います。また、旧廃棄物処理施設の安全な閉鎖と跡地利用を進めます。

【用語説明】

循環型社会・・・ごみを可能な限り減らすとともに、リサイクルできるものはリサイクルすることで、資源の無駄遣いと環境負荷を可能な限り抑える社会。

3R・・・Reduce(リデュース(ごみそのものを減らすこと))、Reuse(リユース(使用済みになっても再使用すること))、Recycle(リサイクル(使用後に再生資源として再使用すること))の3つの英単語の頭文字を表したもの。

2-1

生活環境の保全

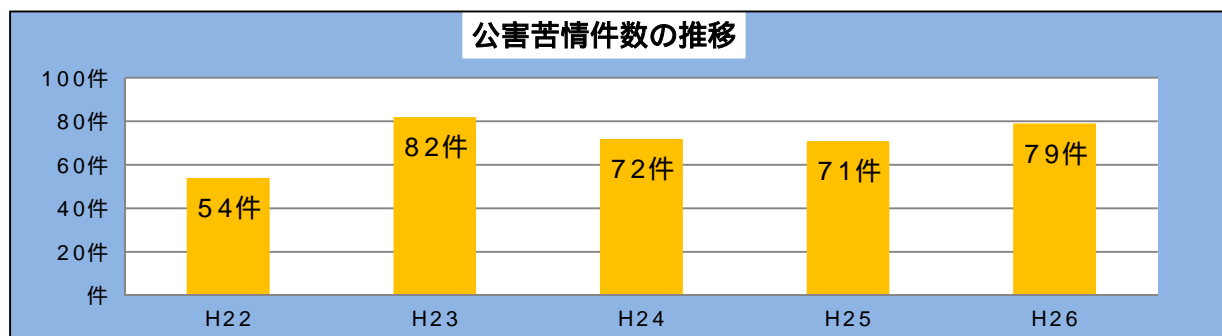
現 状 と 課 題

私たちの生活活動や産業活動に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、道路騒音などの問題は、市民・事業者による環境規制の遵守や下水道の普及などにより、近年、改善されています。しかし、中国から飛散する微小粒子状物質（PM2.5）（注）による大気汚染が深刻化していることから、市民が安全で快適に過ごすためには、監視強化に努めることが必要です。

環境美化活動については、市民や事業者との協働による花いっぱい運動や道路、河川、公園などの清掃活動を行っていますが、ペット公害や野焼きによる被害を解消するため、市民のマナーや生活環境の保全意識を高めていくことが求められています。

近年、適切な管理が行われていない空き家が増加し、防犯、衛生、景観などの生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域の住環境の改善を図るとともに、空き家の活用を促進するため、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。

総合斎場は、安定した施設運営が求められており、火葬件数の増加に対応した計画的な施設整備を進めていかなければなりません。




（資料：環境生活課調べ）

基 本 方 針

住み心地の良い生活環境を保つため、監視の強化と適切な指導を行うほか、市民との協働による清掃などの環境美化活動を推進します。

適切な管理が行われていない空き家については、周辺地域に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家対策を推進します。斎場については、適正な管理運営に努めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
公害の少ない快適な生活環境が保たれている	66.3点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
空き家の除去等改善済み件数	適正管理の指導をした空き家について、所有者が樹木の伐採、建築物の除去などを行った累計件数	7件	100件
公害苦情件数	市に対して申立のあった騒音・悪臭・野焼きなどの生活公害件数(空き家に関する件数は除く)	79件	63件

施策の方向と主な取組

1 生活環境の保全と美しいまちづくり運動の推進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの都市生活型公害に対応するため、関係機関と連携して監視の強化と適切な指導を行います。また、市民や事業者との協働により、継続した生活環境の美化を目的としたまちづくり運動を推進します。

2 空き家の適正管理の推進

適切な管理が行われていない空き家の所有者に対し、空き家等対策計画に基づき、必要に応じて、国の特別措置法や条例にもとづく措置を講じ、生活環境の保全とともに空き家の活用を促進します。

3 斎場整備と周辺整備の推進

総合斎場の安定した管理運営のため、適切な維持管理を行うとともに、計画的に修繕などの整備を行い、施設の長寿命化を図ります。また、施設の周辺整備事業を進めます。

【用語説明】

微小粒子状物質(PM2.5)・・・大気中に漂う直径2.5μm(マイクロメートル:1μm=0.001mm)以下の小さな粒子であり、発生源は、ボイラー、焼却炉、自動車の排気ガス、工場のばい煙や、火山の爆発などである。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、健康へ深刻な影響を及ぼすと考えられている。

2-2

公園整備と緑地保全

現状と課題

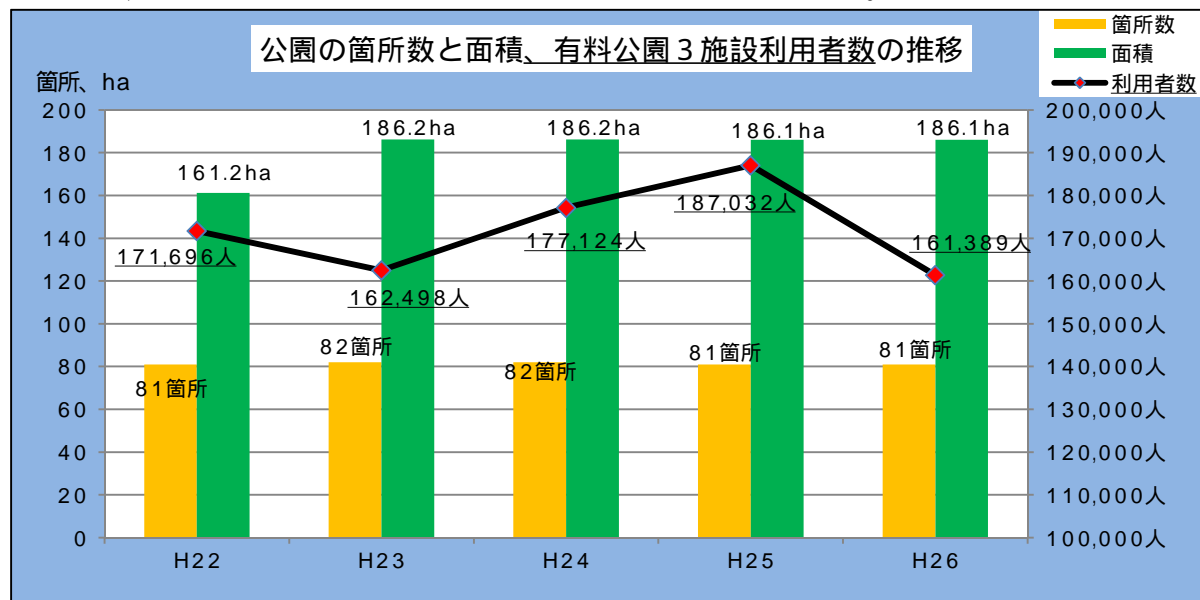
本市の都市公園（注）は56箇所、面積111.7haであり、都市公園以外の公園は26箇所、76.4haが整備されています。

都市計画区域内の一人あたりの都市公園面積は、平成25年度末で12.2㎡であり、全国平均10.1㎡をやや上回る整備水準となっています。

公園は、市民のレクリエーションや散策・憩いの場として重要な役割を担っていますが、今後、進行する施設の老朽化やバリアフリー化への対応をはじめ、利用者ニーズに応じた施設の再整備、災害時の避難場所としての機能付加など、公園の快適性・安全性の向上と多面的な機能の強化が求められています。

また、本市の豊かな自然環境を活かしたキャンプ場や森林公園などのほか、保有する既存ストックを有効に活用し、都市部からの交流人口の増加を図る必要があります。

さらに、市民や事業者と連携し都市緑化の推進と緑地の保全に努め、環境負荷を低減するとともに、自然と調和した都市景観の形成を図ることが重要です。



有料公園3施設：鶴山公園、黒木キャンプ場、阿波森林公園


（資料：公園緑地課調べ）

基本方針

観光や交流の拠点、また、スポーツやレクリエーションの場としての多面的な公園機能を高め、だれもが安心して快適に利用できる公園整備に取り組むとともに、災害時の一時避難場所としての活用を図ります。

官民連携し都市緑化の推進と緑地の保全に努め、自然環境と調和した都市景観の形成を図ります。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
公園が快適に利用でき、身近な緑地が保全されている	56.6点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
有料公園施設の利用者数	鶴山公園、黒木キャンプ場、阿波森林公園の利用者数	161,389人	210,000人

施策の方向と主な取組

1 公園の整備と適切な維持管理

だれもが安心して快適に利用できるよう、老朽化施設の更新や適切な維持管理を行うとともに、利用者ニーズに応じた公園のリニューアルや災害時の一時避難場所として活用を図るなど、多面的な公園機能の価値を高め良好な公園整備に取り組みます。

また、地域に身近な公園を市民との協働により、「守り」「育てる」取組を推進します。

2 緑化の推進と緑地保全

緑化行事の開催や環境美化活動を通じ、市民や事業者の緑化意識の高揚を図り、都市緑化の推進に取り組みます。

また、美しい都市景観の形成と環境負荷の低減を図るため、道路や河川、公園などの緑化と都市緑地の保全に努めます。

【用語説明】

都市公園・・・都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。

2-4

下水道の整備

現 状 と 課 題

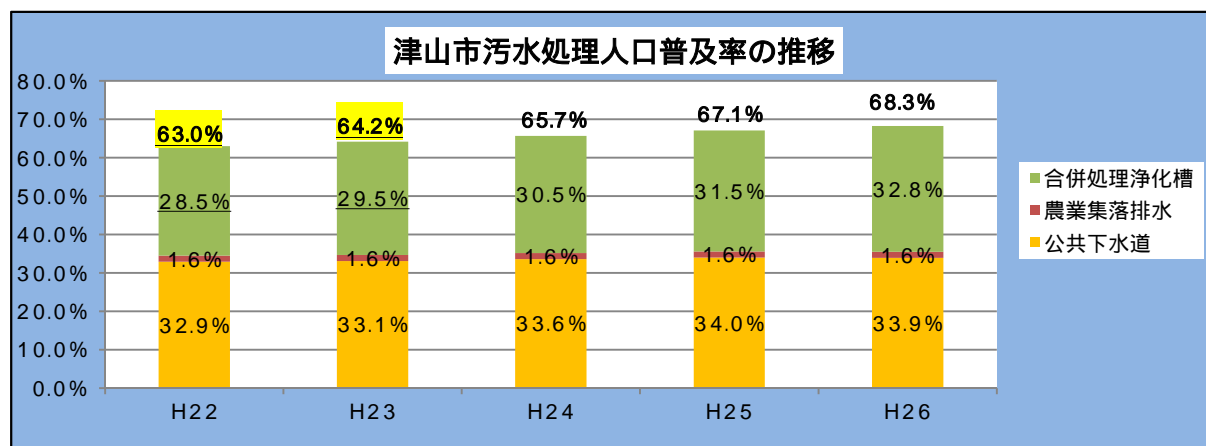
下水道は、汚水と雨水排水処理の二つの役割をもっており、衛生的な生活環境の確保や河川の水質保全、そして水害からの被害軽減など、市民の安全で快適な暮らしに大きく貢献しています。

汚水処理事業では、公共下水道事業と農業集落排水事業（注）による集合処理方式と、合併処理浄化槽設置事業による個別処理方式を組み合わせ、汚水処理区域の拡大を図っています。

昭和53年に公共下水道事業に着手して以来、順次、汚水処理施設の整備を進めてきましたが、平成26年度末の汚水処理人口普及率は68.3%にとどまっており、今後さらなる汚水処理事業の推進が求められるとともに、老朽化する施設の長寿命化や耐震化、下水道管への接続率の向上などが大きな課題です。

一方、雨水排水処理事業では、平成10年の台風10号による浸水被害を受け、継続して内水排除対策に取り組んでいますが、ポンプゲート（注）や雨水排水路の早期整備を実現し、安全・安心のまちづくりを推進することが重要です。

また、これらの下水道施設の整備と維持管理には、多大な経費を要することから、今後の事業見通しを踏まえた、管理運営の健全化と経営基盤の強化が必要です。



（資料：岡山県都市計画課調べ）


基 本 方 針

汚水処理の普及率向上に努め、生活環境の改善を図るとともに、老朽化施設の更新や長寿命化、耐震化に取り組みます。

ポンプゲートや雨水排水路などの整備を推進し、豪雨時の浸水被害の軽減に努め、安全・安心のまちづくりを進めます。

経営の健全化と基盤強化に努め、持続可能な事業運営を図ります。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
下水道や合併処理浄化槽の整備が進み、生活環境が向上している	63.0 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
汚水処理人口普及率	総人口のうち、下水道や合併処理浄化槽が利用できる人口の割合	68.3%	80.0%

施策の方向と主な取組

1 汚水処理施設の整備

公共下水道の計画的な整備と、合併処理浄化槽の設置を促進し、汚水処理未普及地域の解消をめざします。

また、地震被害に対して、市民生活への影響を最小化するため、下水道施設の耐震性の向上や被災時の対策に取り組むとともに、適切な維持管理や設備の更新などにより施設の長寿命化を図ります。

良好な生活環境の保全のため、水洗化の促進と啓発に努めます。

2 雨水排水施設の整備

豪雨時の浸水被害防止のため、津山市雨水対策計画に基づき、ポンプゲートや雨水排水路の整備を推進し、安全・安心のまちづくりを推進します。

3 施設の長寿命化

下水道管や処理場など、施設の老朽化による事故の未然防止に向けて、定期的な調査・点検を実施し、予防保全型の維持管理の推進を図るとともに、計画的な改築更新に取り組めます。

4 健全経営の推進

下水道事業の経営状況を正確に把握し、より一層の経営健全化と経営基盤の強化を図るため、財政状況や経営成績などが明確になる地方公営企業法に基づく公営企業会計を導入します。

【用語説明】

農業集落排水事業・・・農村集落における、汚水などを処理する施設の整備を行う事業。

ポンプゲート・・・河川排水路などにおける樋門ゲートと水中ポンプが一体となった強制排水設備。

1-1

自然と調和した都市整備

現 状 と 課 題

本市は、県北の拠点都市として広域的な役割を担っていますが、郊外への人や店舗の流出により市街地の拡散が進行してきました。

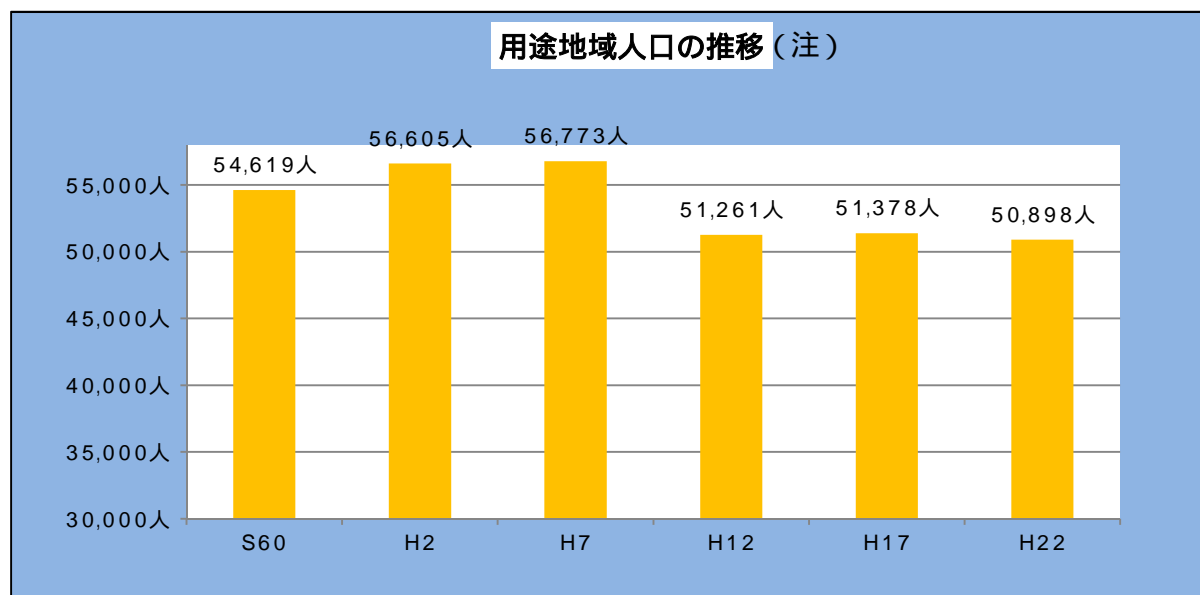
このため、市街地エリアでは、空き店舗や低未利用地の増加が目立ち、商業機能の衰退とにぎわいの喪失、空洞化が進んでいます。

また、郊外部では宅地化が進み、丘陵地や農地などの豊かな自然環境が失われつつあり、環境への負荷が増大しています。

さらに、田園エリアや森林・里山エリアでは一層の過疎・高齢化が進み、耕作放棄地の増加や森林の荒廃が進行するとともに、地域コミュニティの希薄化や生活関連施設の衰退が懸念されています。維持が困難となっています。

このようななか、今後のまちづくりにおいては、市街地の拡散を抑制し都市機能と居住の誘導や交通結節点（注）の機能強化などを図り、都市の拠点性を高めるとともに、農地や森林・里山などの良好な自然環境を保全し、地域の特性を活かした持続可能なまちづくりを進める必要があります。

また、市街地や地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークなどの充実を図り、各地域の連携と交流を促進し、市域が一体となった都市構造の形成を推進するとともに、地域生活拠点の維持向上やコミュニティ活動の促進を図り、安心して暮らし続けられる生活環境の提供が必要です。




（資料：都市計画課調べ）

基本方針

市街地の拡散を抑制し、道路・公園などの都市基盤や公共公益施設などの既存ストックを有効に活用するとともに、居住や医療・福祉など都市の生活を支える機能の誘導と公共交通ネットワークなどの整備によるコンパクトなまちづくりを進め、県北中心都市としての拠点性を高めます。

旧町村地域や小学校区単位などに「地域生活拠点」や「小さな拠点」を形成し、地域の生活を支える機能を維持するとともに、農林業の振興、恵まれた自然や景観の保全などを進めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
豊かな自然と都市が調和した土地利用ができ、地域の特徴を活かしたまちづくりができています	52.7 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
中心市街地の歩行者・自転車通行量	経年的にデータを計測している地点での休日・平日平均の通行量	8,773 人/日	9,200 人/日
津山駅利用者の満足度	アンケート調査による駅利用者の満足度	3.0 （5 段階評価）	4.0 （5 段階評価）

施策の方向と主な取組

1 計画的な土地利用の推進

今後の著しい人口減少と高齢化の進行に的確に対応するため、まちづくりの基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を見直し、地域特性を活かした計画的な土地利用の推進を図るとともに、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組みます。

2 市街地整備の推進

市街地の拡散を抑制し、都市機能の集積や良好な住環境を整備することにより、コンパクトにまとまった暮らしやすい市街地の形成を進めます。

特に、市街地エリアにおいては、空き店舗や低未利用地の有効活用を促進し、民間活力の導入を図るなど、にぎわいの創出や商業の活性化に取り組みます。

また、市街地の円滑な交通を図るため、道路ネットワークの整備による渋滞緩和や、歩道の整備などを推進し、利便性と安全性の高い都市空間の整備に取り組みます。

3 津山駅周辺整備の推進

県北の拠点都市としての機能を向上させるため、津山駅周辺や南北自由通路など一体的な整備を推進し、にぎわいの創出と交通結節点の機能強化を図ります。あわせて、国道

53号の歩道整備やJR津山駅のバリアフリー化などを支援し、中心市街地へのアクセス機能の強化と駅利用者の利便性の向上を図ります。

4 地域生活拠点の形成

支所・出張所をはじめ、日常生活に必要な郵便局や銀行、病院などの生活関連施設を維持し、地域の暮らしを守る生活拠点の形成を進めます。

5 小さな拠点の形成支援

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学校区、あるいは連合町内会の支部を範囲とした地域を対象として活動が活発に行われている住民自治協議会を発展させ、さまざまな地域の活動を活発化し、小さな仕事づくりや魅力創出による持続的な地域拠点の形成・運営を支援します。

【用語説明】

交通結節点・・・人や物の輸送において、複数の交通手段の接続が行われる場所。

用途地域・・・都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のため、建物の用途に一定の制限を行う地域。

1-4 歴史まちづくりと景観の保全

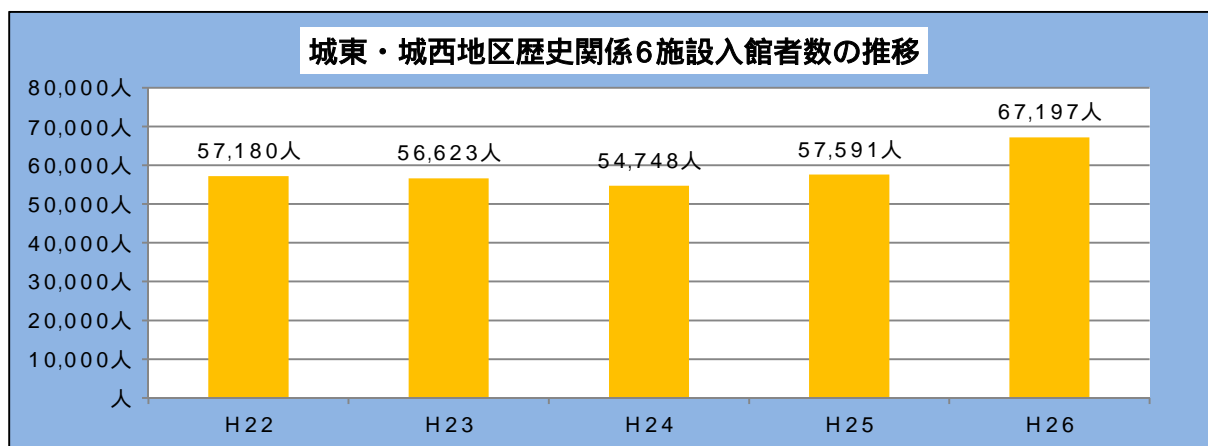
現 状 と 課 題

本市は、城下町の構成要素である城跡、武家地、町人地、社寺地が残る典型的な城下町として評価されています。

これまで、城東地区の町並み景観整備などに取り組み、平成21年には旧城下町全域を対象とした「津山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、歴史的風致（注）のさらなる向上に努めています。

平成25年8月には、城東地区が国の重要伝統的建造物群保存地区（注）に選定されましたが、引き続き、城跡周辺地区と城東・城西地区の歴史資産を活かした景観の維持向上と観光インフラの整備により、観光客の回遊性を確保し、観光振興と地域活性化につなげていくことが必要です。必要があります。

そして、そのためには、本市独自の景観計画を策定し、城下町の歴史景観的な町並みとともに、市内全域の豊かな自然景観が織り成す風景と美しい農村景観が調和する良好な景観を創出し守り育て、市民が誇りと愛着の持てるを持つことができ、観光客にも魅力を感じてもらえる津山らしい景観を創出し、次世代へ継承することが重要な課題です。



歴史関係6施設：作州城東屋敷・津山洋学資料館・城東むかし町家・箕作阮甫旧宅・作州民芸館・城西浪漫館


（資料：津山市統計書）

基 本 方 針

城跡、武家屋敷、町家、社寺といった城下町の歴史的な構成要素を保存活用するとともに、それらを取り巻く周辺の町並み景観を整備することにより、古いものと新しいものとが調和した津山らしい景観を市民とともに守り・育て・創り、将来世代に引き継げるよう、景観行政に積極的に取り組みます。

観光駐車場や道路美装化などのインフラ整備に取り組み、津山の魅力的な景観を観光振興に活かします。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
歴史と文化を活かしたまちづくりを推進し、美しい景観を保全できている	59.0点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
城東・城西地区の観光入込客数	城東・城西地区の歴史関連施設入館者数	67,197人	114,000人

施策の方向と主な取組

1 歴史資産の保存と町並み景観の整備

城跡周辺地区や城東・城西地区の歴史的建造物や伝統的な町並みを保存・活用するとともに、周辺景観との一体的な調和を図るため、道路の美装化や側溝の改修など、町並み景観の整備に取り組みます。

2 歴史資産の活用と施設整備

歴史的資産を観光振興に活かすため、観光駐車場やトイレの整備、道路環境の改善、魅力的な観光施設の充実を図り、観光客の増加と滞在時間の延長につなげます。

3 景観行政の推進

市全域を景観計画区域に位置付けるとともに、景観条例の制定、景観計画の策定により、特に、景観保全の必要性が高い城下町を中心とした区域を重点地区に指定して、景観への影響が懸念される大規模建築などの届出基準を示し、津山らしい景観の保全・誘導を推進します。

【用語説明】

歴史的風致・・・地域固有の歴史や文化を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺地域が一体となって形成してきた良好な環境のこと。

重要伝統的建造物群保存地区・・・市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値の高いものとして国(文部科学大臣)が選定した地区のこと。

1-5

居住環境の整備

現 状 と 課 題

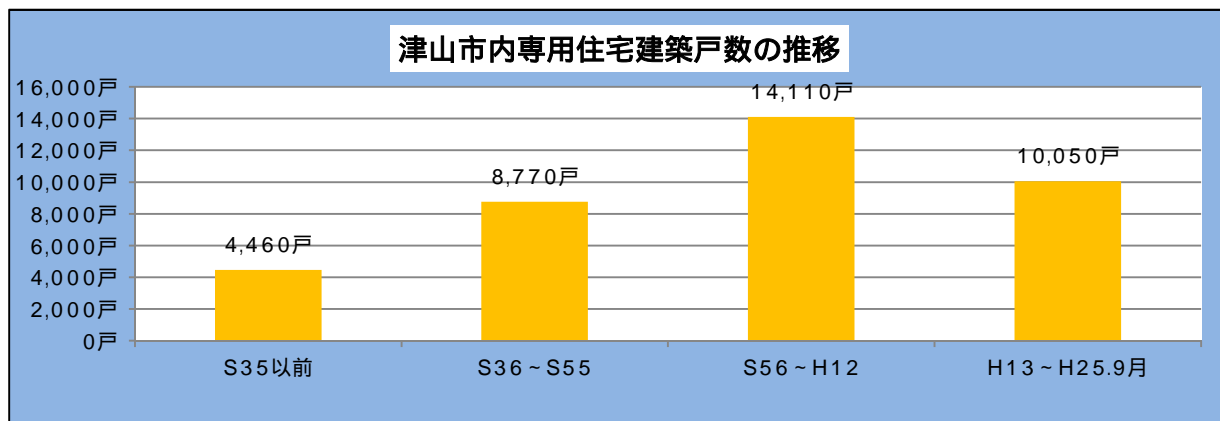
近年、ライフスタイルの多様化が進むとともに、災害への備えや自然環境への配慮など、さまざまなニーズに対応した住宅の供給が求められています。

また、中心市街地の空洞化や中山間地域の過疎化の進行により、一戸建住宅や共同住宅の空き家・空き室が増加しており、本市においても大きな課題となっています。

このようななか、今後の居住環境整備においては、省エネ住宅の普及や建築物の耐震化、空き家・中古住宅などの維持管理と有効活用を図るとともに、高齢者や障害者などすべての人に配慮したユニバーサルデザイン（注）の導入を促進するなど、安全・安心で、人と地球にやさしい居住環境の整備が求められています。

また、公営住宅についても、少子高齢化や人口減少社会の進行を踏まえ、これまでの量の確保から質の確保への転換を図る必要があります。

公営住宅に対する住民ニーズや建物の老朽化に対応するため、適切な維持管理に努めることはもとより、散在する小規模住宅団地の再編や大規模住宅団地の建て替え、既存住宅の機能向上と長寿命化を図り、だれもが快適に暮らすことのできる公営住宅整備に取り組むことが重要です。



調査期日が10月1日のため平成25年は9月までの数値。 新耐震基準は昭和56年6月に導入。


（資料：住宅・土地統計調査【総務省】）

基 本 方 針

住宅の省エネルギー化や耐震化の普及を図るとともに、だれもが安全・安心で快適に暮らせるユニバーサルデザインに配慮した居住環境の整備を推進します。

公営住宅については、量から質の確保へ転換を図ることとし、住民ニーズや老朽化に応じた住宅の再編や適切な維持管理による長寿命化を図ります。

将 来 の 目 標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
良好な居住環境が整備されている	61.0 点	

成果指標	説 明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
住宅の耐震化率	強い地震でも倒壊しない構造の住宅の割合	73.0%	95.0%

施策の方向と主な取組

1 人や環境にやさしい住宅整備の啓発

住宅のユニバーサルデザインの導入や省エネルギー化、耐震化などの普及を促進するとともに、多様な居住ニーズに対応した快適で良好な居住環境の整備を図るため、住宅相談会などを定期的に開催し市民への啓発活動に取り組みます。

2 建築物の耐震化の促進

大地震から人命や財産を守るため、新耐震基準（注）以前に建てられた建築物の耐震化を促進し、安全・安心な居住環境の整備に取り組みます。

公共建築物の耐震化を図るとともに、民間建築物の耐震化を促進するため、所有者・管理者の防災意識の高揚に努めます。

3 公営住宅の整備

公営住宅の整備・更新にあたっては、今後の人口減少社会を見据えた、適切な住戸数の確保に向けて団地の再編を進めるとともに、民間活力の導入（PFI など）や土地の高度利用を検討するなど、効率的かつ効果的な公営住宅の整備に取り組みます。

また、住宅の長寿命化を図るため、予防保全的な改修事業を推進します。

【用語説明】

ユニバーサルデザイン・・・年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた施設や製品、情報などのデザインのこと。

新耐震基準・・・昭和 56 年に導入された、建築基準法に基づく現行の耐震基準。

2-2

災害予防と減災の推進

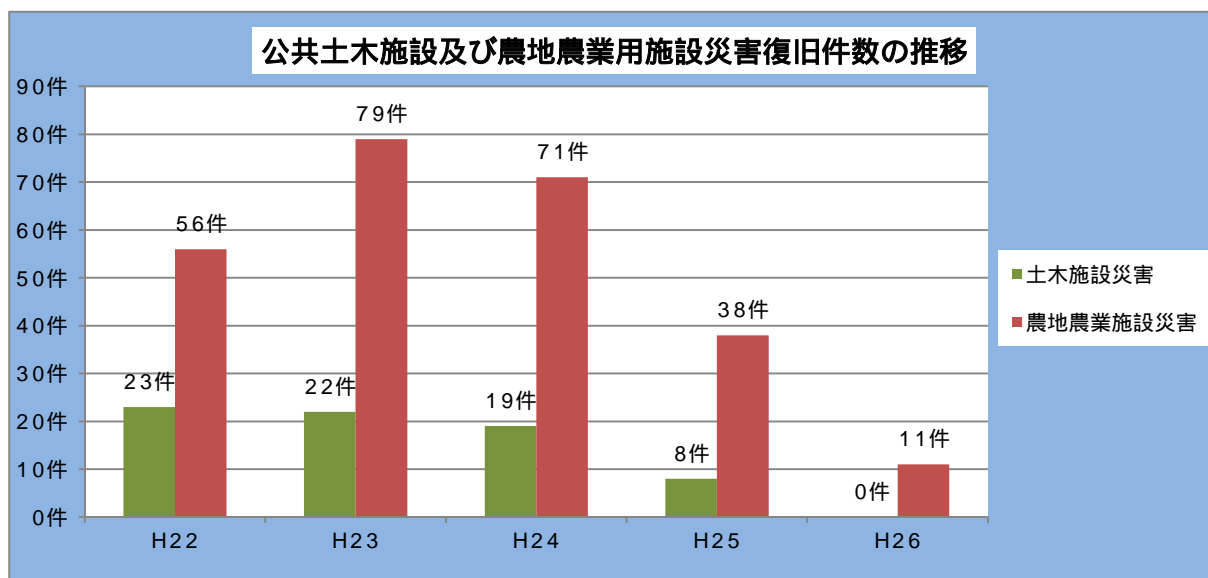
現 状 と 課 題

近年、局地的な集中豪雨や大型台風の上陸などによる災害の激甚化が懸念されています。また、山崎断層帯(注)で地震が発生した場合には、県北東部を中心に、建物全壊が約600棟、最大避難者数約5,700人が想定されており、これらの災害に対し適切な備えと被害の最小化が求められています。

このため、本市では、津山市地域防災計画に基づき、国や県、関係機関などの責務を明確にし、相互が連携して防災対策の推進に努め、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

今後も、防災・減災への取組として、山林の保全や河川改修などの治山・治水事業を推進し、土砂災害の防止と浸水被害の軽減に努めるとともに、雨水排水路の整備や公共施設・住宅などの耐震化を促進し、災害の未然防止を図る必要があります。

また、災害発生時の緊急車両などの通行確保のため、緊急輸送道路(注)に指定されている路線や地域の交通難所について、関係機関と協力のもと体系的な道路整備を進める必要があります。




(資料：土木課、農村整備課調べ)

基 本 方 針

治山・治水事業や雨水浸水対策、住宅の耐震化などに取り組むとともに、関係機関の協力のもと体系的な緊急輸送道路の整備を図るなど、防災・減災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
防災・減災が進み、災害予防ができています	52.9 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
ポンプゲート（注）の整備率	ポンプゲートの計画箇所に対する整備済箇所の割合	54.5%	81.8%

施策の方向と主な取組

1 治山・治水対策の推進

荒廃林の整備や急傾斜地崩壊対策などの事業を推進し、土砂災害を未然に防ぐとともに、河川、ため池などの改修や適切な維持管理に努め、洪水被害の低減を図ります。

2 雨水浸水対策の推進

都市部を中心とした、集中豪雨などによる冠水や浸水被害を軽減するため、津山市雨水対策計画に基づき、雨水排水路の整備やポンプゲートの設置に取り組みます。

3 耐震対策の推進と緊急輸送道路の確保

地震への備えとして、住宅などの耐震化を促進し災害に強いまちづくりを進めるとともに、緊急車両などの通行を確保するため、緊急輸送道路に指定される道路網や地域の交通難所などの整備を推進します。

【用語説明】

山崎断層帯・・・岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯。

緊急輸送道路・・・震災時に救命活動や物資輸送を円滑に行うための大動脈となる、国・県道や幹線市道。

ポンプゲート・・・河川排水路などにおける樋門ゲートと水中ポンプが一体となった強制排水設備。

1-1

共創・協働の推進

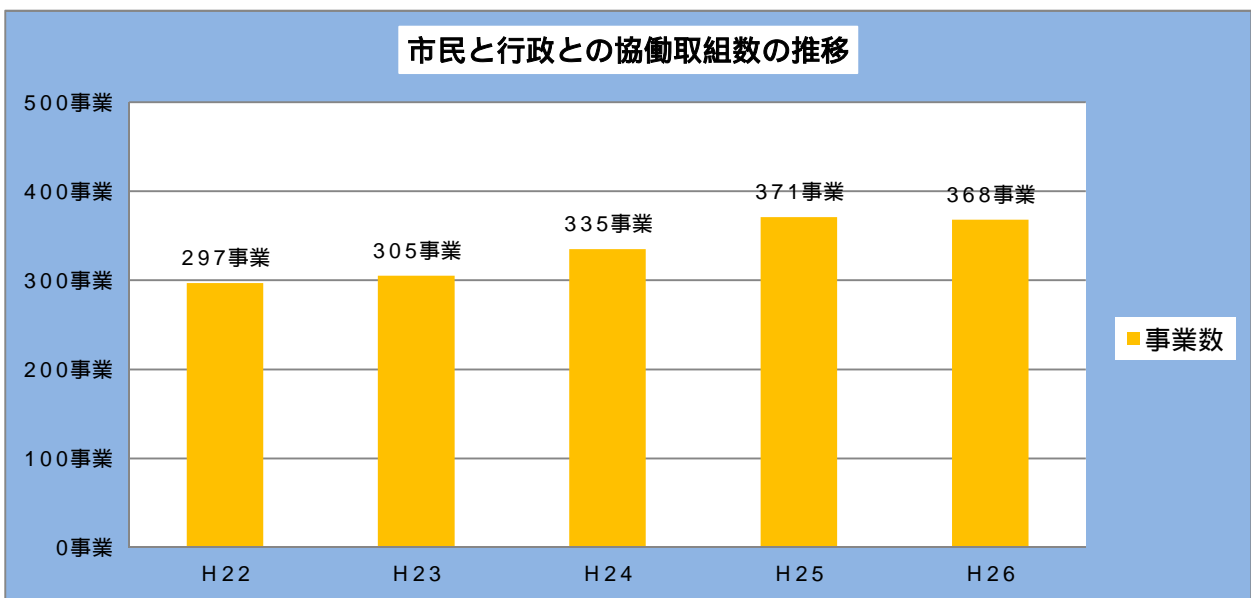
現状と課題

少子高齢化や人口減少が進行し、生活様式の多様化や人間関係の希薄化などにより、地域の絆や連帯感が薄れつつあります。

反面、社会状況の多様化のなか、自らが地域の課題を解決していこうという意識を持った市民の自主的・自発的な活動も活発化しています。こうした活動を支援し、市民活動の充実を図っていくことが求められています。

今後さらに、税収の減少などで財政状況が厳しくなることが予想されることから、地域におけるつながりを充実させ、より一層、市民やボランティア、NPO、事業者などと連携し、地域の課題の解決に向けて取り組む共創・協働のまちづくりの推進が求められています。おり、市民・事業者・行政の役割を明確にし、お互いの自主性を尊重した取組が重要です。

さらにこのため、各種審議会への市民参画やパブリックコメントによる意見聴取など、より多くの市民の声を取り入れながら、市民が主役のまちづくりを進めていかなければなりません。



(資料：協働推進室調べ)

基本方針

市民、ボランティア、NPO、事業者などと行政とが連携して、将来の姿や課題解決を図る共創・協働のまちづくりを推進します。

行政情報の提供・共有により、多くの市民の声を取り入れ、市民が主役のまちづくりを進めます。

将 来 の 目 標

市民満足度指標	現状値(平成27年度)	目標(平成37年度)
市民と行政による共創・協働のまちづくりが推進できている	50.1点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
市民との協働の取組の数	市民と行政が一緒に取り組んだ事業の数	368事業	450事業

施策の方向と主な取組

1 共創・協働のまちづくりの推進

市民のまちづくりへの意識向上と主体的な参画を促進して共創・協働のまちづくりを推進するとともに、今後のまちづくりを担う人材の育成を図ります。

また、市民・団体・事業者・NPOなどが協働できるネットワークづくりとまちづくりに参加しやすい環境整備を進めます。地域づくりにおいては、住民自治協議会の設立を支援するなど、地域課題を地域住民とともに解決できる体制を構築します。

2 市民参画のまちづくりの推進

市民の知識と経験をまちづくりに生かしていくために、積極的に行政情報を提供し、情報の共有化に努め、各種審議会への市民参加を図ります。

また、パブリックコメントなどにより、より多くの市民の意見聴取を進めます。

【用語説明】

NPO・・・公共的なサービスを提供し、営利を目的としない民間団体。

パブリックコメント・・・市が政策や制度などを決定する際に、市民に公表して意見を聞き、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

1-2

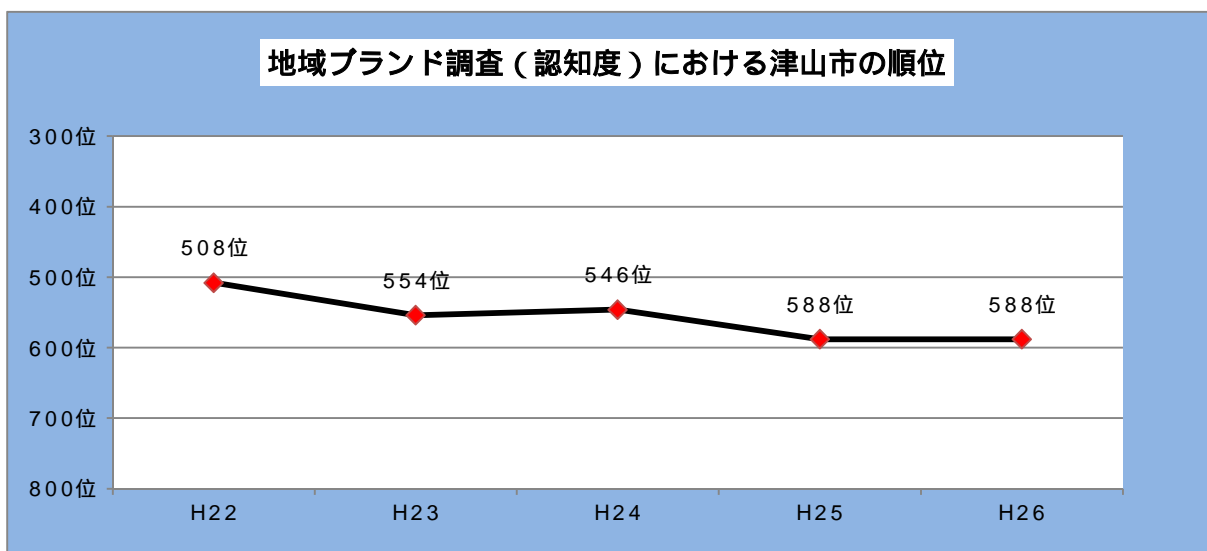
津山の魅力発信

現 状 と 課 題

地方分権が進展し、市民ニーズが多様化するなか、広報紙やホームページ、フェイスブックなどのSNS（注）を通じて、市民に迅速・的確な情報提供を行ってきました。

市民の声を聞く機会として、市民と市長のふれあいトークや地域懇談会などを開催してきました。これからも、まちづくりに市民の声をより積極的に反映していくことが求められています。

津山の魅力を市内外の人へ効果的に発信していくため「津山珈琲倶楽部（注）」を立ち上げましたが、これからも交流人口の拡大を図りながら移住・定住を推進していくシティプロモーション（注）が必要です。




調査対象となった1,000自治体中の順位
（資料：ブランド総合研究所「地域ブランド調査」）

基 本 方 針

市民ニーズを把握し、親しみやすい広報紙・わかりやすいホームページづくりに努めるとともに、ICT（情報通信技術）をはじめとするさまざまな情報媒体をフルに活用し、本市がもつ多様な地域資源を効果的に発信し、知名度を向上させていくシティプロモーションに取り組みます。

将来の目標

市民満足度指標	現状値（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
津山の良さが効果的に発信され、魅力度アップにつながっている	45.3	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
「市民の声」への回答件数	メールや広報タイズにより集約した「市民の声」への回答件数	86 件	200 件
地域ブランド調査認知度順位	ブランド総合研究所「地域ブランド調査」認知度順位	588 位 (/ 1000 自治体)	300 位以内

施策の方向と主な取組

1 広報・広聴の充実

市民への情報提供と市のPRを目的とした、魅力的で効果的な情報発信を行っていくため、市民が求める情報を把握し、見せ方を工夫するなかで、親しみやすく活用しやすい利便性の高い広報紙やホームページづくりを進めます。広聴活動においては市民との対話を大切にして、市民が市役所を身近に感じられるような取組や、広報紙やホームページを活用するなかで、双方向の交流を推進します。

2 津山シティプロモーションの推進

市外在住者をターゲットに、本市の知名度を向上するため新たなロゴマーク・キャッチコピーなどの統一コンセプトを作成し、まちの魅力を全国に発信し、選んでもらえるまち津山をめざし、交流人口の増加と、移住定住の推進を図ります。

【用語説明】

SNS・・・エス・エヌ・エス（Social Networking Service）、人と人とのつながりを電子化して促進・サポートするサービス。

津山珈琲倶楽部（つやまかふえくらぶ）・・・全国に津山の魅力を発信することを目的とした、市外在住者による津山市のファンクラブ。

シティプロモーション・・・まちの魅力を発見、発掘、創造し、さらに磨きあげ、まちがもつさまざまな地域資源を国内外に発信することで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国に売り込む活動のこと。

(案)

平成27年12月2日

津山市長 宮地 昭範 様

津山市総合計画審議会
会長 杉山 慎策

津山市第5次総合計画基本計画案について(答申)

平成27年10月26日付、津総企政企第283号をもって諮問された津山市第5次総合計画基本計画案について、別紙のとおり答申します。

津山市第5次総合計画基本計画案の答申にあたって（案）

本審議会は、平成27年9月に定められた基本構想に基づき、平成28年度から平成37年度までの10年間にわたる津山市の基本的な施策の方向や取組を明らかにした「津山市第5次総合計画基本計画案」について、開花プログラムごとに3つの分科会に分かれて慎重に審議いたしました。

審議にあたっては、基本構想で示された基本理念である「彩りあふれる花開く 津山の創造～市民一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～」を実現するため、時代の潮流をとらえた課題認識のもと、喫緊の課題である「人口減少問題」に取り組む姿勢、市民が主役の市政を実現するための「共創・協働」の理念、市民ニーズを踏まえた施策の方向が盛り込まれているかという点を中心に論議を深め、各委員から多くのご意見、ご提言を賜りました。

その結果、本基本計画案は、10年後の津山市のあるべき姿・方向について、分野ごとに的確な記述がなされており、適切なものと評価します。

計画推進にあたっては、本答申の主旨はもとより、各分科会の意見、提言を十分に尊重し、計画を計画として終わらせることなく、適切かつ効果的な施策の実施に着実に取り組むことを希望します。

なお、計画を具体化するにあたっては、次の点に配慮されるよう申し添えます。

記

- 1 地域の財産である豊かな自然と歴史・文化を守り、次代に継承するとともに、子育て・教育環境の整備、医療・介護・福祉サービスの充実、雇用の創出に取り組む、人口減少の抑制に努め、活力ある持続可能なまちづくりを図ること。
- 2 少子高齢化、人口減少社会に対応するため、市民、ボランティア、NPOなどとの共創・協働により、地域の生活を支える機能を維持するとともに、コンパクトで計画的なまちづくりに取り組むこと。
- 3 行財政改革に努め、選択と集中により施策の推進を図るとともに、インターネットなどの各種情報媒体を活用し、積極的な津山の魅力発信に取り組むこと。